

# 那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成 30 年 9 月 13 日（木） 午前 10 時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 筒井かよ子 副委員長 富山 豪  
委員 寺門 厚 委員 古川 洋一  
委員 中崎 政長 委員 遠藤 実

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上と発言者）

副市長 宮本 俊美	財政課長 茅根 政雄
保健福祉部長 加藤 裕一	社会福祉課長 生田目 奈若子
社会福祉課長補佐 秋山 雄一郎	障がい者支援G長 会沢 正志
こども課長 大森 晃子	こども課長補佐 片野 弘道
介護長寿課長 藤咲 富士子	介護長寿課長補佐 大内 正輝
高齢者支援G長 住谷 孝義	保険課長 先崎 民夫
保険課長補佐 萩野谷 真	健康推進課長 片岡 祐二
健康推進課長補佐 小林 正博	健康増進G長 大島 雅子
母子保健G長 玉川 祐美子	教育部長 高橋 秀貴
学校教育課長 小橋 聡子	学校教育課長補佐 会沢 実
指導室長 沼田 義博	生涯学習課長 高安 正紀
生涯学習課長補佐 萩野谷 智通	図書館長 平野 玉緒

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男	事務局長 寺山 修一
次長 清水 貴	次長補佐 横山 明子

会議に付した事件

- (1) 議案第 51 号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第 54 号 平成 30 年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）  
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第 55 号 平成 30 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）  
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第 57 号 平成 30 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）  
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

- …原案のとおり認定すべきもの
- (6) 那珂市運動部活動の運営方針について
  - …執行部より報告あり
- (7) 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
  - …採択すべきもの
- (8) 茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について
  - …寺門委員に決定
- (9) 議員と語ろう会について
  - …出席者の割り振り及び役割分担を決定

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前9時59分）

委員長 皆様、おはようございます。

教育厚生常任委員会の会議にご出席いただきましてありがとうございます。このところ、朝晩めっきり涼しくなってきました。暑い、暑いと過ごしておりました夏休みも終わって、小学生、中学生が元気に学校に通っていく姿が見受けられます。毎日、穏やかに学校に通えるこの状態が、とても、ほかの被災地に比べれば、大変ありがたいと思っております。感謝しながら、きょうは委員会の中での慎重審議をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開催いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日、教育厚生常任委員会の委員の皆さんはじめ執行部の皆さん、ご苦労さまでございます。

本委員会に付託された議案は5件、請願1件、あと報告案件1件で計7件でありますので、ご審議のほどよろしく願いをいたしまして挨拶にかえ4させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 おはようございます。

本日、常任委員会3日目でございます。教育厚生常任委員会委員の皆様、ご出席大変お疲れさまでございます。本日、執行部からの案件につきましては、議案が5件、報告案件1件となっております。決算が中心になるかと思えますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

先ほど、委員長からもございましたように、おかげさまをもちまして幼稚園、小学校、中学校ともに順調なスタート、2学期を切ることができました。

先週の土曜日には、中学校の体育祭がありまして、議員の皆様にも大変お世話になりました。ありがとうございました。学校によっては、終了間際に雨に降られて、ちょっと閉会式ができなかったとかというような学校もあったようですけれども、きのう、あるいはおとといに閉会式も無事済ませたようでございます。なお、11月15日の市の教研、それから市の教育委員会指定の研究発表会が、青遙学園、横堀小学校、額田小学校、第二中学校で予定されておりますので、議員の皆様にもご案内が届くかと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

きょうはお世話になります。よろしくをお願いいたします。

委員長 本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

これより議事に入ります。

議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課へ質疑を行うこととします。

では、初めに財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算1ページをごらんください。

議案第54号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正になります。

起債の目的、公立幼稚園建設事業、補正後3億5,570万円。体育施設整備事業、瓜連体育館耐震補強2,080万円。

起債の方法、利率、償還方法については補正前と同じになります。

11ページをお願いいたします。歳出になります。

最下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費960万5,000円。

12 ページになります。

4 目国民年金費 75 万 6,000 円。

8 目介護保険費 65 万 3,000 円の減。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目社会福祉総務費 481 万円。

13 ページになります。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 74 万 3,000 円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 78 万円、3 目健康増進事業費 33 万 3,000 円。

15 ページになります。中段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目事務局費 57 万 8,000 円、3 目教育指導費 826 万 1,000 円。

16 ページになります。

9 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費 15 万円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

遠藤委員 13 ページ、地域自殺対策緊急強化事業の 33 万 3,000 円ですが、これはこの委員の報酬と  
いうことですが、これは委員会名と委員数、あとどういった方々が入っていらっしゃるかをお知  
らせください。

健康推進課長 自殺対策緊急強化事業の委員報酬と費用弁償についてですが、こちらのほうは、平成  
30 年から 31 年にかけて、那珂市の自殺対策計画をつくる協議会に係る委員報酬になります。  
委員長 1 名、委員 14 名の報酬になります。

開催回数は、3 回を予定しております。

協議会のメンバーにつきましては、大きく分けまして医療関係者、教育関係者、産業関係者、  
地域関係者、行政関係者等で構成するような形になっております。

以上になります。

遠藤委員 構成はわかりました。

じゃ、これ策定される年度というか、いつごろまでやる委員会ですか。

健康推進課長 現時点では、平成 30 年 10 月から策定の作業のほうを始めまして、平成 31 年度の半  
ばぐらいを完成予定と計画しております。具体的なスケジュールについては、まだこれから計画  
を始めますので、若干の前後があると思っております。

以上になります。

古川委員 15 ページです。

教育総務費、障害児学習活動支援事業なんですけど、こちらは臨時雇賃金の増額ということだと  
思いますけれども、これは障害児学習指導員または生活指導員の増員ということだと思うんです  
が、それぞれ何名ずつの増員なのかをお伺いしたいと思います。

学校教育課長 学校教育課です。今回、当初予算ベースから8人の増員になっています。内訳としましては、小中学校の生活指導員、当初10人見込んでいたんですが6人増、幼稚園の支援員が7人から2人増ということで、8人の増になっております。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

例えばですけれども、小学校なんかでは、小学校だけではないですけれども、例えば小学校なんかでは毎日の生活の中でも、非常に先生方の負担が、そういう障がいをお持ちの方とかが非常に多くて、1人でも多く雇用してほしいというのが現状でありまして、また、これから遠足のシーズンになります。そうすると、遠足に行ってしまうそういった指導員の方、また残る方と、やはり特に遠足なんかは歩きますから、そういう意味でもいろいろ大変だという部分があるので、増員をしていただいたのは本当にありがたいんですけれども、それで足りているということでは決してないと思いますので、その辺のご認識だけはお持ちいただきたいなと思います。

学校教育課長 やはり、学校の実情に応じてというのが基本になります。毎年度、この配置につきましては年末から年始にかけて、各学校から要望を受けます。その中から必要性に応じて配置しているというところで、当初予算ベースからと先ほど申しましたけれども、もう4月スタート時点で15人ふえているところです。そのような形で、財政のほうにも理解いただきながら、年度途中の増員、それから補正予算もお願いしているところです。

来年度につきましては、実態に近い形で配置できるように精査していきたいと思います。

以上です。

委員長 そのほか。

寺門委員 16ページをお願いします。

教育振興費のオリンピック・パラリンピック教育推進事業ということで、講師謝礼とありますので、講師の方、講演会を開催されると思うんですけれども、対象とその内容についてを伺います。

学校教育課長 こちらの事業の概要について説明いたします。

こちら、茨城県の委託事業です。オリンピック・パラリンピック教育、学校で行うことを通してスポーツの機運の醸成を目的とするものです。今回、菅谷西小学校が推進校として決定いたしました。オリンピック、オリンピックに出場した方なんですが、その方を講師に招いて講演会を開催したり、あとは障がい者スポーツとして、車椅子バスケットボールの体験学習を計画しております。

以上です。

寺門委員 これは菅谷西小だけですか。

学校教育課長 今年度、菅谷西小学校だけです。こちら、県のほうから申請の依頼が来たときに、全校声をかけまして、今回菅谷西小学校が手を挙げたというところです。

以上です。

寺門委員 どうしても、パラリンピックだけがいつも置き去りにされちゃって、皆さんご理解いただけないという部分があるので、非常にいい取り組みだと思うんですけども、菅谷西小小学校、記録か何かを残しておいて、あと、他の小学校にもぜひ教育をしていただきたいなと思うんですが、その辺はいかがですか。

学校教育課長 こちらの事業、今年度からの事業ではなく平成 28 年度から県のほうで実施しているものです。今後も継続するかと思いますので、来年度も積極的に学校へ声をかけながら、また今回の実績を情報共有していきたいと思います。

以上です。

委員長 そのほかご質問はございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 13 分)

再開 (午前 10 時 14 分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席しております。

学校教育課長 学校教育課長の小橋です。外 7 名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員の皆様申しあげます。決算認定の質疑は、説明のあった科目ごとに行い質疑を終結します。また、総括質疑は行いません。

議案第 61 号 決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申しあげます。説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書のページ数を述べてから、簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いします。

それでは、順次審議しますのでよろしく願いいたします。

初めに、一般会計歳出のうち、学校教育課から審議いたします。学校教育課所管の部分について説明を求めます。

学校教育課長 では、決算書は186ページになります。

なお、学校教育課所管の主要事業につきましては、決算主要施策調書の108ページから116ページになります。ご参照いただければと思います。

それでは、款項目、支出済額の順に読み上げます。

186ページからです。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費200万2,948円、教育委員の報酬が主な支出です。

188ページです。

2目事務局費1億1,296万1,936円、教育長、事務局職員の人件費が主な支出です。

190ページです。

3目教育指導費1億6,131万1,383円、主な事業としましては、小中学校英語指導助手設置事業、障害児学習活動支援事業、小中一貫教育推進事業がございます。

192ページです。

2項小学校費、1目学校管理費1億5,009万7,158円、不用額ですが195ページを見ていただきますと、11節需用費と14節使用料及び賃借料で多くなっております。まず、需用費では、教師用の指導書購入の残金、賃借料ではプール授業の送迎用バス借上げの入札差金が主なものです。

次は200ページです。

2目教育振興費7,537万3,051円、主な事業は就学奨励事業と教育用コンピューター管理事業です。

204ページです。

3項中学校費、1目学校管理費1億1,415万4,818円、不用額の主なものは、11節需用額の修繕料で、施設補修工事の入札差金です。繰越明許費350万円とございます。こちらは第二中学校でパソコン室の空調機の修繕費を3月の補正予算で計上しました。ただ、工事は新年度に実施することから、明許繰越をしたものです。工事は本年5月に終了しております。

続きまして、210ページです。

2目教育振興費5,135万6,607円、主な事業は就学奨励事業費と教育用コンピューター管理事業になります。

212ページです。

3目学校建築費1億4,481万7,524円、瓜連中学校校舎耐震補強事業で、不用額は委託料と工事請負費の入札差金です。こちら事業名は耐震補強事業となっておりますが、耐震工事自体は平成27年度に終了しておりまして、昨年度実施した内容は、校舎の大規模改造工事になります。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費1億3,795万2,619円、不用額としましては、職員

人件費の給料、手当、共済費のほか、11 節需用費で施設の修繕料に不用額が生じました。幼稚園の統廃合を見越して緊急的に必要な修繕のみ対応したためです。

218 ページです。

2 目幼稚園建築費 2 億 3,047 万 559 円、公立幼稚園の建設事業です。平成 29 年度の主な実施内容は、幼稚園敷地と歩道の用地購入、園舎の設計と歩道の測量設計、用地造成工事、園舎の建築工事になります。委託料の欄に、継続費の通次繰越 309 万 1,000 円とございますが、これは施工管理の委託費です。建築工事に合せて平成 29 年度と平成 30 年度の 2 カ年の継続費で当初組んでおりましたが、平成 30 年度に一括して支払うということにしたために、29 年度分を全額繰越したものです。

最後、234 ページです。

2 目学校給食共同調理場費 4 億 928 万 3,823 円。不用額ですが、まず 7 節賃金で、瓜連給食センターの統合で臨時調理員の人数が減少したことによる残金、11 節需用費で重油の価格が下がったことで燃料費に差額が生じたことが主な理由です。

説明は以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑ありませんか。

古川委員 2 点伺います。

まず、191 ページ、教育支援センター設置事業なんですが、教育支援センターはもう移ったんですって。

学校教育課長 今年度は、旧戸多小学校の改修に係る設計委託を組んでおります。来年度が工事で、再来年の 4 月に移転します。

古川委員 わかりました。じゃ、まだということで。

あそこに、実際に商工会の 2 階にございますよね。そこに来られる方、来て相談される方が、向こうに行くことによって、相談件数が減ってしまうのではと、ちょっとだけ心配しているんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

学校教育課長 相談も、ちょっとそうなんですけれども、特にひまわり教室、適応指導教室ですか、不登校児のほうで通所している子供たちがいます。ほとんど、保護者の送迎が大部分なんですけど、中にはひまわりバスであったり、水郡線であったり、自転車という方もいますので、そのあたりの通所の際には、デマンドタクシーを利用できるようにというようなことでも検討しています。

また、相談のほうですけれども、大体、来所が一番多いです、そのほかにも電話、ファックス等あるんですが、大体来所で相談されるのは保護者の方が多いので、お車を使われる方が多いかとは思いますが、また、教育支援センターでは訪問の相談を受け付けてはいるところです。

以上です。

古川委員 ごめんなさい、移った前提で減りませんでしたかというのを確認しようと思ったんですけども、すみません、また今後ちょっと確認をさせていただきたいと思います。



それと、もう一点なんですけど、193 ページのコミュニティスクール推進事業なんですけれども、白鳥学園、今モデル校ということでやっているかと思うんですが、どんな事業をやって、どんな成果があるのか。

学校教育課長 大変申しわけありません、これは生涯学習課の所管になるんです。お願いいたします。

委員長 そのほかございませんか。

副委員長 すみません、プールの送迎というのは何ページでしたか。

学校教育課長 195 ページになります。

副委員長 これは、何回ぐらいの割合になるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

学校教育課長 失礼しました。195 ページの、事業名は小学校管理事務費の賃借料のほうに計上しているものです。こちらの、自校でプール授業をしているのが、菅谷小学校と菅谷東小学校のみで、そのほかの学校は笠松運動公園、それから総合公園のほうに出向いて行って授業をしています。年間3回授業を行っております。

副委員長 結構父兄の方に言われるんですが、回数が少ない、子供たちがものすごく楽しみにしていて、プール授業が、大体7月前に、6月台で終了しちゃう学校もあって、回数がもうちょっとふやすことはできないのかな、なんていうのは言っていたんですが、結構大変なんですよ。

指導室長 指導室長の沼田と申します。よろしくお願いたします。

回数に関しては、水泳学習は、学習指導要領の中で年間 10 時間程度という定めがあるものですから、これを大幅にオーバーするということは、ほかの内容、保健体育科の内容に少し影響を及ぼしてしまうということで、1回に行ったときに3時間から4時間を確保できるということで、都合3日間行くとその10時間程度というのがクリアできるので、そういうふうに定めているものなので、国で定めている時数に合わせて実施しているということになります。

委員長 そのほかございませんか。

遠藤委員 先ほどの古川委員の、一つまず関連ですが、調書の110ページの教育支援センター設置事業で、今やっているこの事業では、このセンターにどれぐらいの子供さんたちが通っていらっしゃるかというのを、ちょっとお知らせください。

学校教育課長 先ほど申しました、ひまわり教室、適応指導教室、不登校の子供たちが通うものですが、平成29年度は13人通所しております。

遠藤委員 ここ数年でいうと、どれぐらい、横ばいなのかふえているのか減っているのかをお願いします。

学校教育課長 ほぼ横ばいです。平成29年度は13人、平成30年度、今現在で11人です。

以上です。

遠藤委員 わかりました。

あと、幼稚園の建築、218、219 ページあたりですが、この決算でいうと2億3,000万円くらいですけども、例えば、一式、外構を含めこの幼稚園に係る建設費のトータルはいくらで、そのうちのこれはいくら分ぐらいの割合の支出になっているのかを教えてください。

学校教育課長 総事業費は7億5,000万円程度です。

遠藤委員 わかりました。

じゃ、あとは234ページの、学校給食の、先ほどの不用額で、これはまとまったから職員が削減になったということで何名かというところと、あとそれ以外に、一応合併したことによって、何がどれくらい削減されたのか、経費として、そういったところをちょっと教えてください。

学校教育課長 先ほど申しました不用額ですが、臨時調理員が統合後に3名減りました。全て、統合に伴って全ての職員は移行をすることを考えていたんですが、こちらの方は皆さん自己都合の退職です。

あと、統合によるスケールメリットですね。昨年度、半年間が統合によって効果が出たということなんですが、すみません、本年度の当初予算ですと、数字を今把握していません。申しわけありません、決算ということで用意をして来ないでしまいました。

遠藤委員 そうですか。実際、統合したことによるメリットという、経費節減の部分はあると思うので、トータルでどんなものかというのはちょっと知りたかったなというところと、あと、逆に幼稚園のほうも、今回、今年度既存のものが廃止になって、新しくできるわけですけれども、廃止にすることによる経費的なメリットというか、どれくらいが浮くのかというものも、把握できている段階でちょっと教えていただければと思いますけどどうでしょう。

学校教育課長補佐 今のところの、定員とか、何人園児が来るとかによって違って来る面とかもございまして、概算で4,000万円程度は減るのではなからうかと。当然、解体費とかもありますので、そちらのほうは考えから除いた額ですけれども、そのぐらいかなということで想定しております。

以上です。

遠藤委員 ありがとうございます。

じゃ、もう一点、ちょっとこの決算の部分で聞くのはふさわしくないのかもしれないんですが、この間、複数名の議員からも一般質問でクーラー設置、将来に向けて、という話がございまして、今、決算を拝見していても、やっぱり不用額を見ても、大体この執行率が95%から97%ぐらいで、大体適正な、多分執行率なんだろうとは思いますが、かなり学校教育の分野での予算配分というのは、やっぱりこういったものなんだろうなと。

平成29年度の執行でやってみて、頑張ってみてもこういうものなんだろうなというふうに思うわけですが、そのクーラー設置で5億円くらいかかるという話もございましたから、これを学校教育の範疇の予算の枠の中でやっ払いこうとすると、どれだけ厳しいのかなという目で見てはいたんですが、ここの、ちょっと決算なんでなかなかあれなんですけど、ただ実際に1年間執行してみた結果がこれなので、ここのところの感覚というのはちょっと、どうなんでしょう、やっぱり市のトータルの予算の中からやっぱり、そういったものを捻出していかなきゃいけない気は相当はしますが、少なくともこの1年間執行した段階での感覚というのをちょっと教えていただければと思いますけど、これかなり予算要求、要望はしていかなきゃいけない、決算を見ると、

感じはしますが、どなたかちょっとお話いただければありがたいんですが。

教育部長 お答えいたします。

教育予算のほうは、年間、今回も含めて18億から、全体では20億ぐらいの間では推移しているところがございます。その中で、昨年度ではないですが、今年度、学校用務員の配置とか、いろいろな事業を新たな、新規事業として、環境整備を進めておりますが、おっしゃるとおり、エアコンについては総額でやはり5億からの予算が想定されるので、既存の教育予算の中では、全部担うというのが現実的にはかなり厳しいものがあるという認識は、この間の市長答弁の中でもありましたので、その辺の整備については、別個には考えていくということで、全体の財源もありますが、そういった調整は、財政サイドでも承知しているということで、教育予算等の中では、エアコンの整備については別なものという考えでは進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

遠藤委員 過日の一般質問、古川委員の話もありましたが、やっぱりこれ、それぞれの小中学校で要望されてきている必要なものは必要なものとしてあると思うので、ただ、トータルの中でやっぱり、ぜひ、教育分野としても頑張っていただいて、要望、要求していただいて、子供たちのための環境をぜひ、担当所管としてしっかりやっていただきたいなというふうに、意見だけ申しあげておきます。答弁は結構です。

委員長 ほかにございませんか。

寺門委員 191 ページ中段、障害児学習活動支援事業というところなんですけれども、これは、概要説明書のほうにも、調書もありますね、109 ページですか、ありますので、これは昨年から約600万円ほどふえていますので、これは1名増員ということで先ほど聞きましたけれども、現状、この32名体制で生活指導委員と児童学習指導員、各学校に配置されていますけれども、今年度やってみてどうだったのかというのをちょっとお聞きしたいんです。

これで、多分、学校によっては不足というののもかなり聞いておりますので、その現場に対する満足度の度合いというのはどうだったのか、ちょっと確認させてください。

指導室長 学習指導員、障害児学習指導員や生活指導員の配置につきましては、指導室のほうでは、年間に計画訪問ですとか特別支援、生徒指導訪問等で、各学校を複数回訪問させていただく中で聞き取りを行わせていただいたり、また配慮を要するお子さんのケース会等で随時学校を訪問したりして、実態のほうを把握しているところですが、おっしゃるとおり、なかなか学校のニーズに全て応え切れているというところではございません。

先ほどの、課長の答弁にもありましたとおり、年度末に向けてもう一度、学校からの要望を精査して、適正な配置を検討していくように意見具申はしていきたいと思っております。

以上です。

寺門委員 ちなみに、その学習指導員、複数回というふうにおっしゃっていましたがけれども、どれぐらい具体的には回っていますか。

指導室長 定期で訪問させていただいているのは、年間2回です。計画訪問と、生徒指導訪問、特別指導訪問というのが、これは必ずこちらからお願いしている訪問ですが、それ以外でも、随時学校からの連絡を受けて、不定期に、私ども学校の要望を受けて訪問させていただいているので、1校何回というものは明確なものはございませんが、多いところでは、本当に毎週のように足を運ばせていただく学校も時期によってはございます。

寺門委員 個別事情に応じて、それは足を運んでいただけたらというふうに思いますので、ぜひ、また増員のほうも、予算等の問題もありますけれども、来年度に向けて考えていただきたいなというふうに思います。

もう一点、瓜連中学校の今、改修工事をやられていますけれども、これでトイレの改修もやっていますよね、これは全部洋式になるんですけど。その確認なんですけれども。

学校教育課長 全てではありません。那珂市の洋式化の方針で、やはり和式も一部残すということなので100%ではございませんが、今回大規模改造に合わせて洋式化はしております。

以上です。

寺門委員 そうすると、各階に和式を1個ずつ残して、あとは洋式化にすると、そういうことですか。

学校教育課長 今のところ、各階ではなく、各トイレの中に和式を1つ残すということでやっています。

ただ、今までその方針でやってきたんですけども、今後は、やはりこれだけ洋式化が進んでいる中、各スペースごとに1個というのは現実的ではないので、今後改修するときには、例えば校舎の中の何階のどこ、というような形で、できるだけ100%に近い洋式化を目指していくべきだと、今のところ考えています。そのような方針でやっていこうと思っております。

以上です。

寺門委員 ちょっと、どれぐらい洋式になるのかよくわからない、今の話だと余り洋式にはならないですよ。せつかく改修するのにもったいないなと思うんですけども、そうですか。

じゃ、トイレはいくつあって、何個洋式になるのという話になるとどのぐらいかわかりますか。そのほうがわかりやすいなと思って。

学校教育課長 今回、ちょっと資料を持ち合せてきませんでした。申しわけありません。

寺門委員 では、後ほど提示をください。

学校教育課長 かしこまりました。

委員長 では、後ほどお願いいたします。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて、那珂市運動部活動の運営方針についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 では、常任委員会資料の10ページになります。

では、那珂市運動部活動の運営方針について説明をいたします。

茨城県運動部活動の運営方針を踏まえ、中学校における運動部活動において、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するため、那珂市運動部活動の運営方針を策定したので報告するものです。

まず、背景として方針の策定に至る経緯をご説明いたします。資料の記載に沿って、一部文言を省略しながらご説明いたします。

運動部活動は、これまで学校教育の一環として位置づけられてきました。しかしながら、少子化による生徒数の減少、それに伴う教職員数の減少、部活動に対するニーズの多様化といった教育環境の変化に伴いまして、運動部活動のあり方というものについて指摘がされるようになってきました。文部科学省のほうで、運動部活動の指導のガイドラインというものを定めまして、こちらのほうで、学校教育の一環として指導の考え方を示す一方で、中央教育審議会のほうでは、働き方改革というところから、適切な活動時間の設定を示したというところからです。

運動部活動は、教員の多忙化の要因になっているほか、生徒の心身の疲労、それに伴う負傷リスク等の課題もございまして、生徒と教員の双方の観点から持続可能な運動部活動の指導、運営体制の構築が求められるようになってまいりました。これらを踏まえまして、本年3月、スポーツ庁は、あり方に関する総合的なガイドラインというものを策定しました。この中で、都道府県、学校の設置者、市町村教育委員会のことです、校長に対して、運動部活動に関する方針を定めるようにということを示されたところです。これを受けまして、茨城県教育委員会のほうで、茨城県運動部活の運営方針を5月に策定いたしました。その中で、市町村教育委員会及び校長は、県の方針にのっとり活動方針を策定するようにと求めたことから、今回この方針の策定に至ったという経緯です。

続きまして、那珂市運動部活動の運営方針の内容につきまして説明いたします。方針の冊子のほう、資料として添付はしてございますが、こちらの概要のほうで説明をいたします。

方針は2部構成になっております。第1部が策定の趣旨、第2部が市の方針です。

まず、第1、策定の趣旨のほうからまいります。

方針策定の目的としましては、中学校の運動部活動において望ましい運動、スポーツ環境を構築するということです。そのために、以下の3点を重視するとしております。

1つ目は、生徒がスポーツを主体的に楽しむということです。これにより運動習慣や、自分で健康を保持増進するという、そういう能力を身につける、そして豊かな学校生活を送れるようにするということ。2つ目としましては、運動部活動は、生徒の自主的な活動により行われるものということ、そして、学校は合理的、効率的、効果的な運営に努めるということ。最後、3つ目は、学校全体として運営に係る体制構築に努めること。この3点を重視するというところで、これを踏まえまして、部活動が適切に実施されることを目指すというのがこの方針の目的です。

次のページです。

第2、市の運営方針、本体の部分です。

まず1番、学校教育の一環としての適切な運営とございますが、ここで運動部活動に対する基本的な考え方を示しております。基本的な考え方として3つございます。

まず、運動部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であるということです。つまり、その次のポチですけれども、運動部顧問だけでなく、全職員の共通理解のもと、学校全体、組織として運営を図っていくというものになります。また、保護者及び地域に対して情報発信して、理解と協力を促す必要がある。このような、以上のような考えを踏まえまして、次の2番、適切な運営のための体制整備としましては、学校全体として取り組む内容を示しております。

まず、校長は、県の方針及び市の方針にのっとり学校の活動方針を策定いたします。運動部活動の顧問は、年間及び月間の活動計画と活動実績を作成して校長に提出するとしています。口頭で補足しますと、校長はこれらを把握、確認することで、運動部活動の運営をマネジメントしていくということになります。また、運動部活動運営委員会、仮称とございますが、こちらを、外部の人材を入れて設置をします。すみません、3つ目のポチです。校長はその活動方針と活動計画をホームページで公表するとしました。もう一つ、運営委員会を設置すると、今申し上げたホームページの公表や、この運営委員会の設置によりまして、保護者や地域の理解や協力を図るという取り組みになります。最後のポチです。校長は、できるだけ短時間に合理的、効果的、効率的な活動となるよう努めるといたしました。

次に、3番です。活動時間並びに適切な休養日等の設定です。生徒にとって望ましい活動時間として5つ、今回設定しております。1日の活動時間を、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。学期中は週当たり2日、平日に1日、土日のいずれか1日以上以上の休養日も設ける。週末に大会に参加した場合は休養日をほかの日に振り替える。一斉休養日は学校閉庁日及び長期休業中に設ける。原則として朝の活動は行わない。夏期の高温時は熱中症対策はもとより活動の休止を含めた活動の制限を行う。この5点を掲げております。

なお、この中で、平日の2時間程度、週当たり2日の休養、それから原則として朝の活動を行わない、こちらにつきましては、昨年度から校長会の申し合せ事項として那珂市では既に実施していたものです。これを今回方針に明記したというところです。

続いて4番、学校単位で参加する大会等の見直しです。校長は参加する大会等を精査するとございます。これにつきましては、教育委員会のほうで、今、各校の実態、例えば何月に何の種目で何の大会があるというようなことですけれども、そちらを調査中です。また、今後、県の中体連、中学校体育連盟ですけれども、そちらからもなんらかの方針が示されるかと思いますので、この精査につきましては、今後の課題と認識しております。

最後、5番です。その他としまして、文化部活動は、運動部活動に準じた取り扱いとする。部活動の入部は希望選択制とすると掲げております。

最後に、学校における運動部活動方針の策定についてですが、今回の市の方針を受けまして、各中学校におきましては、学校の活動方針を策定することになります。10月1日からの運用を予定しております。また、公表もしてまいります。

説明は以上です。

委員長 執行部から説明をいただきました。

皆さんのほうから質疑ございませんか。

古川委員 何点かお伺いします。

まず、早急な策定お疲れさまでございました、時間のない中で。

お伺いします。大体、こんな感じなんでしょうか。那珂市としての方針はとりあえず基本的なことは決めるけれども、実際のところは校長の裁量である程度幅を持たせるというか、委ねるところがあると、ただし、とは言っても、部活動間のいろんな、この先生はがんとやりたい、こっちの先生はちょっと消極的というなのとか、そういうことにならないように、その辺は学校長がきちっと判断して、学校教育の一環として適正化を図っていくということなんでしょうか。休みとかそういうのじゃなくて、基本的な活動方針というんですか、については、そういうことなんでしょうか。

指導室長 ありがとうございます。

練習の内容ですとか、そういった練習試合の回数等については、部活動の中に所属している子供たちの人数ですとか、その技量ですとか、体力差等で、一概に横並びにすることは難しいかと思っております。校長先生方をお願いしておりますのは、子供たちのその実態に合わせた、過度にならない、それでいて子供たちのやる気ですとか体力の保持増進に努められる範囲での有効な活動をお願いしていることが大前提となっておりますが、この那珂市の運動部活動の運営方針を定めるにあたっては、そのあたり、十分、校長会と事前に連携を深めさせていただきまして、学校がどのような、市が運営方針を定めれば、一番学校として、運動部活動運営しやすいのかというのを綿密に意見調整をさせていただいて、基本的には、全ての5つの中学校が足並みをそろえられるような内容ということを、事前に調整させていただいておりますので、大きな部活動間とか、学校間の差が生じないということを念頭に置いて定めているものでございます。よろしく願いいたします。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

ただ、体制整備のところ、校長は県とか市の方針にのっとり、毎年度活動方針を策定するとありますよね。毎年度ということなんでしょうけれども、ということは、これ校長先生がかかわらなければそんなに変わることは多分ないんだと思うんですが、校長先生がかわったとき、または部活動の顧問がかわっても変わると思うんでしょうけれども、校長先生がかわったときに、何かがらっと変わってしまって子供たちがちょっと戸惑うとかいうこともちょっと心配されるんですが、その辺はどうなんでしょう。

指導室長 ごもっともなご心配だと思うんですが、そこは那珂市、5つの中学校ですので、そこは5人の校長先生方で常にやはり意見調整はさせていただいて、学校間の差がないということは、やっぱり大前提にさせていただくとともに、那珂市、それを所管する教育委員会としましても、その学校間の差が生じないというところを大前提には考えさせていただいて、校長先生がかわったので、

各学校の部活動の運営方針ががらっと変わるということはないように、指導監督を進めてまいりたいと思っております。

古川委員 わかりました。あともう一点だけ。

部活動指導員、水戸市なんかでは採用するというような記事も以前載っていましたが、那珂市としてはその辺のお考えは、今、現時点ではどうですか。

指導室長 現時点では考えておりません。

委員長 そのほかございませんか。

遠藤委員 活動時間なんですが、先ほど、課長の話ですと、1日の活動時間は平日は2時間程度とか、休みの日、もしくは原則として朝の活動を行わない。これは既に那珂市でも、もう実施しているという話ですが、朝の部活ってやっていますよね、やっていないんですか。

指導室長 原則という文言が付されておるんですが、この原則につきましては、年間に2つ大きな大会がございます、6月の総合体育大会、それから9月から10月にかけての新人体育大会、こちらの大きな2つの大会は、子供たちがやはりそこを目指して頑張っているという大きな大会でございますので、総体と新人戦の1カ月前からは、30分程度の朝の練習を認めるというところが、市内の中学校の共通理解になっているところでございます。

遠藤委員 そうしたことなんです。原則だから。ただ、原則以外は朝練はないということに、じゃ、なっているということで、それは一定の理解をいたしますが、ただ、県の教育委員会で出たときも議論があったかに新聞報道ございますが、これはこれでなんですけれども、そもそもこれが子供たちのやる気というか、もっと練習したいよという、そういう子供たちの、本当にためになっているのかという議論があったかに見受けているんですが、ただ、そこというのは、県の議論はこれから始まることなんですけれども、既に今、那珂市ではやっているということなので、昨年度なのか、からやっている那珂市の運用においては、そういう生徒の声とか、現場の指導者の声とか、そういったものというのは、こういうふうになったことによって、どういう、ある意味ハレーションみたいなものが起きているのかどうか、そういったところはどういうヒアリングなり実態のつかみ方をしているか、またどういう声を聞いているかということでお聞きしたいと思います。

指導室長 ありがとうございます。

今回、この市の運営方針を定めるにあたりまして、先ほど事前に校長会を含めた各学校からも意見調整をさせていただいたというお話をさせていただいたんですが、そのときにも、各中学校の部活動主任、体育主任等の意見を、各学校長先生のほうでヒアリングをさせていただいて、それを受けて、市のほうでも各中学校の校長先生と部活動主任、体育主任を集めた運営方針に関する協議会を開きました、7月に。そういった形で、部活動の主任の先生方が各学校において、子供たちの思いを受けて、要望なんかを聞き取れる機会を我々も設けて、今回策定させていただいた経緯がございますし、その部分については、今年度初めて施行したこの運営方針ですので、年度末に向けては同様に、またその実施してみてもうどうだったかという聞き取りについては検討してい



きたいなと思っております。そういう意味も含めて、毎年度見直しというような文言も含まれているところなのかなと思っております。

以上です。

遠藤委員 じゃ、そういう、きちっとした現場の声を聞いているというのはわかりました。

そこで、やっぱり、教職員の方、指導員の方の話はそうなんだろうが、そこに含まれているかもしれないけれども、子供たちの思いというのはどこまで入っているのかな、ここまで出せているのかなという、ちょっとそこが一番実は気になるところでして、どうですか。

指導室長 そこは、非常にお答えにくいところではあるんですが、現実、今回の運営方針を定めてくださいという、国からおりてきて、先ほど、古川委員のほうからもありましたが、なかなか、期間のない中で我々も設定したところですので、現時点で子供たちの意見を、そこから吸い上げてそれを反映、子供たちの意見を反映しているという経緯は、正直ございません。

今後、どのようにすれば子供たちの意見を取り入れられるのかということも考えていきたいとは思いますが、ただ、子供たちも、先ほど申しあげたように、運動が誰もが好きで入っているわけではない、1つの部活動の中にも、得意な子や苦手な子もいる。得意な子、頑張りたい子だけの意見がひとり歩きしてしまうのが、果たしてその部活動にとって、あるいは学校にとって適正なあり方なのかという、ここも議論が必要になってくるかと思っておりますので、やる気のある子だけの意見で進めてしまうということにならないように、我々はやっぱり慎重に、公平に意見が吸い上げられるような、そういう方法を精査はしていきたいなと思っております。

遠藤委員 ぜひお願いします。なかなか難しいと思いますが、でも大事なところかなと。

最後、一点だけ。今後、運動部活動運営委員会というものを設置して、いろいろ議論をしていくと、教職員、保護者、あと関係者等々で、ということですが、これ、おそらく趣旨としては必要なのだろうが、一方で気になるのは、やっぱり教職員の事務の軽量化という点からすると、新たな負担増になるかなという感じもするので、ぜひ現場の中で負担をなるべくふやさないように配慮をしていただきたいと思うのですが、ここらに関してはどういう見解になりますか。

指導室長 改めて、ここで運営委員会というふうに文言を定めさせていただいておりますけれども、実際に、中学校ではもうこの運営方針が明文化される以前から学校の中では部活動主任を中心として、部活動の顧問会議ですとか、そういう会議は定期的に行われていて、子供たちの安全管理ですとか、それから過度な運動にならないようにとか、そういったものは従来から協議はさせていただいているところです。ですので、先生方にとって改めて、新しい組織が立ち上がって負担になるということはないのかなと考えております。

古川委員 すみません、もう一点だけ。今の件に関係するんですけども、今後は、この運営委員会でもって、保護者や地域の方々や学校医なども加えてと書いてありますけれども、これの策定にあたってはPTAとか保護者の意見は聞いていますか。

指導室長 それは、学校単位でどこまで吸い上げているかということについては、ちょっと把握はしておりません。

古川委員 じゃ、教育委員会としてはしていないんですよね、例えば説明会とか、そういうのはしていないということですね。

指導室長 はい。

古川委員 今後は、この委員会を立ち上げる前に、例えば全ての保護者の方に対してお知らせなり何なりで、今後は1日の練習時間はこうなりますよ、朝練はなくなりますよとかというお知らせはもちろんされるんでしょう。

指導室長 はい、おっしゃるとおりです。

例えば、私どもが想定しているのは、この運営委員会というのは、改めてその運営委員会というものを独立して立ち上げるという方法もありますし、例えば今既に実施されている学校保健委員会、年間数回行われているこの学校保健委員会の中に内容を盛り込むという方法もあろうかと思っておりますので、そういった既にある既存の会議などで周知をさせていただくことは可能かと考えております。

古川委員 わかりました、よろしく願いいたします。

それで、この運営委員会ってちなみに報酬とか出たりしませんよね。

指導室長 今、そこは想定しておりません。

寺門委員 私も、先ほど子供たち、生徒の意見、考え、要望をお聞きしたかという話については、今後そういう場を持って酌み上げていくよというお話でしたけれども、やっぱりそこが一番大事だと思うんです。今、既にもう廃部になった競技種目もありますし、あくまでも生徒の自主性でやっていくんですよと、教育の一環として、ジュニアアスリートを育てるんじゃないよということなんでしょうけれども、やりたいスポーツがないということで手を挙げない子もいるかもしれない、かなり多いと思うんです。今後、新しい競技種目については、その運営委員会、あるいはその生徒たちの希望で実現可能なのかどうか、特に、今団体競技しかありませんけれども、今、やはりグローバルな個人競技というのはたくさん出てくるし、やっぱり教育の場では、個人競技も取り上げていくのは非常に重要なことではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

指導室長 まさにおっしゃるとおりで、現時点では、例えば水泳ですとか、そのほか体操ですとか、そういう個人種目に類する部分については、大会の参加は認めておりまして、そういった子供たちはスイミングスクールとか体操スクールなんかで習っていたりするわけなんです。ただ、学校にその部活動がない、団体がないということで大会に参加させられないということがないように、大会があると当該生徒には周知はしておりますし、水泳大会に参加したいというときには、引率の職員をつけて、例え1人の子供にも、教員が引率をして大会には参加させていただいているところがございますので、この運営委員会が今後のあり方次第ですけれども、そういった子供たちのいろんなニーズに、意欲に応えられるような1つの協議機関になるということを少し念頭に置いて、学校とも連携を深めてまいりたいなと思っております。ありがとうございます。

寺門委員 よろしく願いしたいと思います。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

以上で、学校教育課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。ありがとうございました。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時15分）

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、生涯学習課所管の部分について執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の高安です。本日は、外10名が出席しております。

決算書につきましては、193ページからになっております。また、決算主要施策調書、生涯学習課所管につきましては117ページから126ページになります。

では、決算書のほうでご説明させていただきます。

193ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、中段にございますコミュニティースクール推進事業になります。支出済額は19万8,120円になります。

続きまして、219ページをお開きください。中段になります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、支出済額1億5,706万463円、不用額で大きなものにつきましては、職員人件費関連になります。

続きまして、221ページをお開きください。下段になります。

2目公民館費、支出済額3,722万3,407円、不用額で大きいものにつきましては、公民館施設管理事業の需用費及び役務費になります。

続きまして、225ページをお開きください。上段になります。

3目青少年対策費、支出済額667万7,162円。

続きまして、227ページをお開きください。上段になります。

4目歴史民俗資料館費、支出済額3,048万3,580円になります。

続きまして、229ページをお開きください。上段になります。

5目文化財保護費、支出済額352万6,213円、繰越明許費1,530万円、不用額で大きなものは、文化財保護対策事業の埋蔵文化財発掘調査の委託料となります。こちらにつきましては、昨年度、個人住宅建築に係る発掘がなかったことによるものです。また、繰越明許費につきましては、額田城整備事業の委託料及び土地購入費になります。公有化にあたり交渉が進まず契約に至らなかったことによるものです。

同じく229ページになります。次の段になります。

6目市史編さん費、支出済額 66 万 9,352 円、不用額で大きいものにつきましては、市史編さん事務費の印刷製本費になります。昨年度は、「中世那珂台地の川と道」という刊行物を発行いたしました。このページ数が少なかったことに伴う差金になります。

同じく 229 ページになります。次の段になります。

7目図書館費、支出済額 9,533 万 346 円、不用額で大きいものにつきましては、図書館管理事業の修繕費の残金になります。

続きまして、233 ページをお開きください。上段になります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、支出済額 3,486 万 8,338 円。こちらで不用額で大きいものは、団体補助事業による横手市への交流事業が災害に伴って、事業未執行に終わったためによるものです。

続きまして、237 ページをお開きください。中段になります。

3目体育施設費、支出済額 1,575 万 7,943 円、繰越明許費 1,369 万 4,000 円。不用額で大きなものにつきましては、各体育施設の光熱水費の残金及び施設管理などの委託料の差金になります。また、繰越明許費につきましては、戸多地区かわまちづくり計画が国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録され、国との連携を図り補正対応いたしました。委託料の計上を行ったことによるものになります。こちら、今年度への繰り越しで今年度整備という形になっております。

続きまして、239 ページをお開きください。上段になります。

4目総合公園費、支出済額 1 億 6,394 万 9,071 円、不用額で大きいものにつきましては、総合公園の各種点検手数料、燃料費、電気料、緑化管理、委託料などの残金によるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 以上で生涯学習課所管の部分について説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 193 ページのコミュニティスクールについて伺います。

今、白鳥学園をモデル校というんですか、でやっているかと思うんですが、どういった内容の事業をされていて、どういった成果があったのが1点。それともう一つ、今後、市内、ほかの学園に展開していくような予定が今あるかどうか、その辺2点お伺いします。

生涯学習課長 お答えいたします。

まず、事業内容のほうにつきましてはなんですが、こちらにつきましては、学校運営協議会委員さんが 19 名いらっしゃいまして、この中で3部会、地域教育部会、それから評価・広報部会、もう一つがコーディネート部会、こういう3部会に分かれた形で各その部会の事業を展開している形になっております。

地域教育部会につきましては、昨年度事業につきましては、防災に主に特化した形になってしまったんですが、防災アカデミーのほうを 11 月に1泊で、瓜連小学校の体育館のほうで行わせていただきました。106 名が参加しております。また、防災教育研修会ということで、12 月 10 日に避難所の運営ゲームのほうを行わせていただきまして、53 名の方が参加していただい

おります。また、地域と学校が連携した防災教育授業ということで、命をつなぐためにということで防災教育の講演会のほうも行わせていただきました。こちらについては303名の方がご参加いただいている形になっております。

それぞれ、地域の方と学校の先生方とあわせてこういった事業のほうを展開していただきまして、防災に関する、そういった知識のほうが深まったというようなお答えが、内容がご返答されている形になっております。

また、評価・広報部会につきましては、学校評価アンケートの実施を児童生徒の方や保護者の方、教職員の方に行いまして、学校評価結果の分析と考察のほうを行っていただいております。それにつきまして、実践報告書といったものをまとめていただいた形で、県のほうに報告させていただきます。

また、あとコーディネート部会のほうにつきましては、学校の教育活動への支援ということで、放課後学習支援ボランティアのほうに、毎週金曜日、ボランティアの方と参加者24名ということで行っております。また、こちらも講演会事業が多く、「いのちの授業」という講演会を瓜連中学校のほうで全生徒を対象に行った経過がございます。こちらについては、全国自死遺族連絡会の代表の方に来ていただいて、講演のほうを行っていただいております。

内容につきましては以上になります。

もう一つが、ほかの学園のほうについての、那珂市全体のということなんですけれども、こちらにつきましては、各地域の状況と、あと近隣の市町村の状況を調査しながら、その中で考えていきたいというふうに考えております。

以上になります。

古川委員 まず、内容についてはわかりましたけれども、いわゆるそもそも、そのコミュニティスクールって何のためにあるのということを考えると、その防災教育ももちろん大事だし、特化してやったのはその年度としては、それはそれでいいですけども、やはり学校ができなくて地域にやってほしいこと、地域も、学校ができないことをやってあげるんだと、つまりやらされ感ではなくて、やらされてるとか、やらせてやってるとかそういうことじゃなくて、そういう地域がその教育、子供たちを地域で育てていきたいと思いますということだと思っているので、その辺を今後の授業の内容もよく検討されて、やっていただきたいなというふうに思います。

今後も、せっかくいいことをやっていらっしゃるので、できればほかの学園でも少しずつ広めていただければなと思いますが、ただ、今、白鳥学園の中だけでも金がなくて何もできないと言っていますので、でも、お金を使えばいいものができるとは私は思っていないので、その辺は授業の内容も精査していただきたいなというふうに思います。

それと、2点目なんですけど、221 ページの家庭教育学級の開設事業と、その下の成人式の開催事業について、何年か前に私お話ししたこと、部長、課長とか変わっていらっしゃると、そんなの聞いていないという話になっちゃうといけないので、何年か前に言ったことをもう一度お伝えしておきますけれども、まず、家庭教育学級は、今どういうふうにされているのか、余り私もお

話は聞いていないんですけれども、以前は、各学校で、予算これだけあげるから家庭教育学級というのをやってちょうだいということで、どちらかというと趣味の会みたいな事業が多かったです。料理教室をやりましょうとか、例えばですけれどもね。

それが悪いということではなくて、今まさに必要、家庭教育が必要だと叫ばれている昨今において、市でやる合同授業もありますよね、ああいうところもきちんと、家庭教育というものが大事なんだということがわかっていただけるような内容にしていきたいなということをお伝えしておきたいです。

それと、もう一つが成人式の開催事業については、開催日の決定にあたっては、必ず実行委員会、いわゆる当事者たちに決めさせてくださいということをお伝えしています。市のほうから、第1土曜日に決まっていますから、この日にやってください、ではなくて、あくまでも実行委員会、当事者たちに決めさせてほしいと、ただ、とは言っても、実行委員になる方というのは、地元の方なんです、ほとんどが。なので、やはりその東京とか、もっと遠いところから、遠隔地から帰ってくるには、例えば金曜日に授業が終わって、金曜日に会社が終わって帰ってきて、女性の方なんかは、当日着つけとかそういうのもあるわけです。

ですから、時間的に非常にハードなので、だから、そういう意味で私は日曜日の開催はどうなんでしょうかということもしたんですが、実行委員さんが土曜日がいいと、ほかの市町村は日曜日にやっているところが多いので、着つけとかそういうところもすいていていいとか、あとその後の同窓会の場所がとりやすいとか、そういうこともあって決めているようなので、それはそれでいいんですが、そういった帰ってこられない方がいては、ちょっとかわいそうだなというふうに思うので、当事者たちに、そういったこともあるんだよということはお伝えしていただいた上で、開催日は決めていただきたいなということだけお伝えしておきます。

以上です。

委員長 お答えは特別、よろしいですね。

そのほか、質疑ございませんでしょうか。

中崎委員 225 ページの青少年相談員設置事業、これは地域の学区によって相談員がいると思いますけれども、実際、子供たちから相談を受けるという相談員がいるのか、あるとしたら何件ぐらいあったのか。

有害ポスターの剥がしとか、危険な箇所の見回りとか、そういうのはやっていると思うんですけれども、どうかと、その辺はどういうふうに感じていますか。

生涯学習課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、確かに見回りであったりとか、そういった部分での活動が多いところではあるんですが、ただ、青少年相談員、中高生と語る会であったりとか、そういった内容のもの、青少年のほうの懇談会というんですか、そういったものも行っておきまして、中高生と語る会のほうで、子供たちと、中学生、高校生と話をした形で、その中で、中学生のお話であったりとか、高校生からのお話だったりとかを聞きながら、それぞれにテーマを設けた形で行ってはいら

すけれども、昨年ですと、実際に未来のことを今どう考えているかであったりとか、スマホ関係です、今、どうしてもSNSでいろんな問題が出ているという部分があるので、そういったところについてのお話し合いをしてみたりとか、あと、本から離れている要素というふうなものがあるということで、中高生のビブリオバトルといったようなものを行ってみたりとかというふうなことを、それぞれの中学校区のほうで行って、それぞれの独自のテーマを持った形で行っているような状況、そういった活動のほうを行っております。

その活動につきましては、今後とも続けていっていただければなと思っておりますし、また、気軽に、できれば青少年相談員に相談をできるような環境ができればというふうなところもあるのかもわかりませんが、なかなかそういった環境までは、まだ届けていない状況ではあるんですけれども、こういった特定な形でお話し合いを、中高生からのお話をとれるような形を今後も続けていければなというふうには考えております。

以上でございます。

中崎委員 ちなみに、那珂市で何人おりますか、青少年相談員。

生涯学習課長 47名になります。

遠藤委員 図書館なんですが、231ページになりますけれども、図書館は、今利用者数というのはここ数年どんな感じになっていきますか。

生涯学習課長 若干下がり気味になっております。

遠藤委員 数字は出ないですか、アバウトでもいいです。

図書館長 お答えいたします。

平成28年度が27万221人、昨年度、平成29年度が25万7,534人となっております。

遠藤委員 那珂市の図書館は、手のひら静脈認証じゃないですか。あれ、お聞きしたら十数年前に開館したとき、もう全国初だったと思いますが、たしか今でも、ほかの全国の自治体でやっているところがないというふうに聞いたような気がしていて、いまだ全国唯一の手のひら静脈認証システムをとっているのが、この那珂市の図書館だというふうに認識をしているんですが、そういうことで間違いないですか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりです。

遠藤委員 自治体のPRの方法っていろいろとあると思いますけれども、これ、結構知っている人、意外と少ないんです。せっかくいいことをやっている、しかも便利、私もよく借りに行くときなんか、カード持たないで手ぶらで行って、子供も好きな絵本を借りたりもしますけれども、非常に便利なんです。

そういったところのPRが全然不足しているのではないかと、ある意味、当事者意識としては当たり前みたいな感じだと思いますが、知り合いの方にお話すると、そうなんですかと、全国唯一なんですかというふうに皆さんおっしゃるんです。だから、こんなすばらしいシステムを那珂市あるんだと、全然PRしていないと思うので、利用者、それでばんばん右肩上がりだったらいいんですが、ちょっと今お聞きしたら下がり気味ということなので、いいものはいいということ

で、しっかりPRをしていただいて、便利ですよというのを、何を置いても有利な点だと思うし、あとお聞きしたら、図書館ってやっぱり、大体どこでもちょっと暗い感じなんです。日光が入らない、ある意味、日光からの本焼けみたいなものを防ぐみたいな趣旨もあるかに聞きますけれども、那珂市の図書館は本当に明るくて開放的で、非常にいいんです。

だから、せっかくいいものを持っているので、もっとPRしたほうがいいんじゃないかなと、いろんなことで、思うんですがどうですか。

生涯学習課長 今後も、PR活動につきましては行っていきたいと思います。どんどんと。それでも図書館には割といろんな角度から広報活動を行っているかとは思いますが、また、手のひら認証、全国でそれほど行われていないことを前面に出しながら、ちょっとPRをしていきたいかと思えます。

委員長 では、PRをお願いします。

そのほかにございませんか。

寺門委員 歴史民俗資料館で、特別展開催事業をやられていますけれども、例えばひな人形展ですと、2月3日から3月4日までということで、たしか休館日が月曜日になりますけれども、その間はそのイベントは開催しているんですか、ちょっと確認ですけれども。

生涯学習課長 期間の間につきましては、常時設置はしてありますが、ただ休館という形になっておりますので、そのときは閉めている形にはなっております。期間の中で、休館日をあけているという形にはなっておりません。

寺門委員 これも、先ほど図書館のPRということで話がありましたように、ひな人形展とひな祭りと同時開催で、展示もなっていて、パンフレット等には歴史民俗資料館も入っております、これ中央公民館にも言えることなんですけれども、残念ながら月曜日はお休みということで、せっかく来場者がいらっしゃっても、あ、きょうはお休み、ということで、これもやはり入込観光客、伸ばす要因になると思うので、ぜひとも開館をお願いしたいなということと、もう一点、例えば今年ありましたけれども、期間中トイレが使えないという状況で、そういう事態が発生したときも、臨機の、例えば市庁舎を開放するですとか、それはちょっとうまくいかなかったというふうに聞いていますので、その辺もあわせて、これ生涯学習課さんの範疇と、それから総務的などころもあるんでしょうけれども、ぜひ一緒になってPRも含めてやっていただきたいな、ぜひお休みの日もあけていただければというふうに思うんですが、いかがですかその辺は。

生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、確かに期間中につきましても、なかなか月曜日が休館というふうなところも、ほかがあいていますとご理解いただけないというふうな部分というのがあるのかなというふうには思います。その場に来て、平日なのであいているかなと思ってあいていなかったというようなお客様も、残念がるような部分もあるのかなというふうに思います。

ただ、期間中ということで考えれば、時期的にも調整がきくのかどうか分かりませんが、ちょっとそのあたりの調整がきくのか否かというところも、ちょっとございませぬので、今後少し、そういった内容につきまして協議させていただきまして、考えていくことができれば、ちょっと進



めていきたいとは思いますが、ちょっと若干調整のほうをさせていただければというふうに思います。

寺門委員 よろしく検討をお願いします。

議長 その意見で、ちょっと私から逆に、どこの施設でも、そのポスター展とか、やっていますというときには、月曜日は休館日となっていますよと、必ずどこでもちゃんとお知らせしていますから、その辺をはっきりしておいておけば、やはりその期間中だけ休みにするんじゃないかと、どこでも、どこの施設でも月曜日なら月曜日は休館日となっていますと、ポスターなんかにはちゃんと表示されているので、そうしておけば、私は来る方だって見てくるし、ネットでも調べてくると思うんです。ですから、その期間だけ月曜日とか、開館するとかいうことじゃなくても、私は個人的に、私はそれでいいと思うんです。やはりきちんと、どこの施設だって休館日はこの日ですと、はっきりうたっていますから、その日は多分来ないように、特別なイベント以外はそれでもいいと、私は個人的には思いました。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

質疑がなければ終結いたします。

以上で生涯学習課の所管部分を終了します。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 43 分）

再開（午前 11 時 44 分）

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

引き続き、議案第 61 号の審議を行います。

健康推進課の所管の部分について、執行部より説明を求めます。お願いいたします。

健康推進課長 健康推進課になります。課長の片岡です。外 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

決算書 128 ページをお開きください。また、決算主要施策調書の健康推進課所管部分につきましては、69 ページから 72 ページとなります。

それでは、説明させていただきます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 2 億 8,229 万 1,410 円でございます。健康推進課、環境課の職員人件費のほか、献血推進事業、休日、年末年始等における休日診療委託事業、常陸大宮済生会病院への運営負担金等の各種負担金、それから総合保健福祉センターの運営に係ります事業費でございます。

新規事業としましては、平成 28 年 7 月 5 日に締結しました水戸市を中心とします周辺 9 市町村による茨城県央地域定住自立圏事業におきまして、新たな負担金として 314 万 6,000 円を支出しております。不用額の主なものにつきましては、職員人件費におきまして、職員給、時間外勤務手当、期末手当等の職員手当等、職員共済組合負担金等の共済費になります。また、総合保健

福祉センター管理事業におきまして、工事負担金の不用額が生じております。

続きまして、決算書 130 ページをお開きください。

2 目予防費 1 億 7,738 万 7,343 円でございます。予防接種法に基づきました予防接種事業、妊婦や乳幼児の健康診査を実施するための母子健康診査健康相談事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、不妊治療費助成事業に係る事業費でございます。不用額の主なものにつきましては、予防接種事業、母子健康診査健康相談事業におきまして、委託料の不用額が生じました。執行率につきましては、予防接種事業 97.1%、母子健康診査健康相談事業 95.8%となっております。また、不妊治療費助成におきまして、扶助費の不用額が生じております。扶助費のその他の不用額につきましては、他課分の未熟児療育医療費給付事業等の不用額となっております。

続きまして、決算書 134 ページをお開きください。

3 目健康増進事業費 4,578 万 6,257 円でございます。生活習慣病予防検診や特定健康診査、各種がん検診などの総合健診を実施するための各種健診事業、また、乳がんや子宮がんの健診対象者のうち、特定の年齢の方へ無料クーポン券等の配付によりまして、女性がんの検診を奨励しますががん検診推進事業、那珂市食生活改善推進協議会への団体補助事業等に係る事業費でございます。不用額の主なものにつきましては、各種健診事業、がん検診推進事業におきまして委託料の不用額が出ております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

遠藤委員 131 ページの、総合保健福祉センター管理事業の中の、工事請負が計上され、この差金が云々というご説明がございましたが、この工事の内容を教えてください。

健康推進課長 工事請負費の内容につきましては、高齢者福祉センター部分の空調設備が老朽化によりまして、空調がふぐあいを起こしておりましたので、高齢者福祉センターの空調設備の改修工事の費用となります。

以上です。

遠藤委員 高齢者福祉センターのほうの空調のふぐあい。クーラーとかということ、じゃ、経年劣化によるふぐあいを直したと、そういうことですか。

健康推進課長 空調設備の内容につきましては、高齢者福祉センターのほうで、平成 4 年ぐらいの開設になりますので、既に 25 年以上経過しておりまして、冷温水発生装置のふぐあいがここ数年出ていて、修繕でしのいできました。その中で、配管等がさび等で、冷温水が管内を回らない状態になっておりますので、新たな工事としまして、昨年補正で取らせていただきました空調設備、パッケージエアコンの入れかえということで、館内のエアコン、家庭用でいえばエアコンの新たなものを設置した形になります。

遠藤委員 業務用じゃなくて、家庭用の、じゃ、それは何基入れてということに、これ 3,000 万円ですよね、3,500 万円だから、何個入ったんだろう。

健康推進課長 工事につきましては、高齢者福祉センターが開設当時と現在、機能が変わっております。こども発達相談センターとかが入っております。その部分については、こども発達相談センターの入った時点で、各部屋にパッケージのエアコン、室外機と室内機の空調のほうを入れております。それ以外の、多目的室とか、カラオケルームとか陶芸室とか、旧来より動かしていません部分におきましては、開設当時の空調設備のほうを使って動かしておりました。そちらのほうに既に老朽化によりまして、既存のものを改修すると1億以上の金額がかかるというような形で、昨年協議を行いましたので、既存の設備を入れかえて、パッケージエアコンを整備するという形で、3,500万円の工事という形になります。

内容としましては、室外機2基、それから室内機20台、それからパッケージエアコン3組の形となります。業務用の大きなものとなります。多目的室とかは、人数が入るような形になっておりますので、家庭用のものではございません。

以上になります。

遠藤委員 わかりました。それでもって、安くやっていただいたということで、ご努力ありがとうございました。

もう一点、あとこの保健衛生費の、総務費の中でちょっとご説明があったんですが、定住自立圏に関しての負担金かな、この内容について、ちょっともう少し詳細を教えてください。

健康推進課長 定住自立圏事業につきましては、水戸市が中心となりまして周辺9市町村によります、中心都市と周辺都市で機能を分担するような、事務の効率化を図るような構想の協定となっております。水戸市と那珂市で協定を組みまして、いくつかの分野がありまして、医療、福祉、あとそれから産業振興とかいくつかの分野にわたっております、健康推進課の部分では医療部会に属しております。

それで、医療分野につきましては、事業の主な内容につきましては、まず、大きなものとして、水戸地域で周産期医療の医師の確保ということで産婦人科医の確保事業、それから休日夜間診療所の運営ということで、昨年とか寺門委員からもご質問をいただいたんですが、那珂市に休日夜間診療所がございませんので、広域的に、水戸市の休日夜間診療所、ひたちなかの休日夜間診療所等を使えるような協定として結んでおります。それから、昨年診療所の情報提供というようなことで、ガイドブックを全世帯に配付させていただきました。休日夜間診療所の使い方とかそういう部分と、あとは広域的に休日夜間診療が使えるというような形で情報提供を行っております。

それから、そのほかの事業としましては、将来の茨城県における医師確保等のために、小学生の病院体験ツアーや看護師の将来の確保のための看護協会との連携を結びまして、病院見学のツアーとか、そういうものを行っております。その中での、那珂市分の負担金という形の支出になります。

遠藤委員 詳細にありがとうございました。

それで、それが予算書でいうとどこの数字になるんですか。

健康推進課長 保健衛生事務費の負担金の中に入っております。総額としまして 685 万の中の 314 万 6,000 円の金額ということになります。

遠藤委員 ごめんなさい、19 節の負担金補助及び交付金で 685 万 300 円、このうちのいくらですって。

健康推進課長 314 万 6,000 円になります。

遠藤委員 これは、じゃ、定住自立圏の中での人口割ですか。

健康推進課長 負担金につきましては、9 市町村の中で、水戸市と個別に連携を結んでおります。その中で、各事業におきまして、全ての分野をやる、やらないというのは、その市町村の選択になりますので、那珂市におきましては、今ご説明した 4 つ、5 つの分野での協定になりますので、その中で、全体的な事業費、その分を参加する市町村で割った分になります。

ちなみに、平成 29 年度の総額につきましては、5,677 万円、水戸市を含めて全体の事業費 5,677 万円の中で、那珂市としましては、今の部分等で例えば診療所運営主要事業につきましては 116 万 2,000 円、産婦人科医療確保事業につきましては 176 万円、それから診療所情報共有啓発事業等につきましては、20 万 7,000 円というような、そういう個別の計算におきまして積み上げたものの金額が負担金となっております。

委員長 そのほかにご質問。

副委員長 135 ページの各種健診なんですが、先ほどの、赤ちゃんの健診は非常に実施率が高いんですが、この総合健診とか、子宮頸がん検診、乳がん検診など、これやるべき人数っていますね、やらなくちゃならなかった人、実施率というのは、わかれば教えていただきたいんですが。

健康増進G長 健康推進課よりお答えいたします。

平成 29 年度の総合健診といいまして、女性がん検診を除く各種健診にかかるそれぞれの健診受診率のほうをお答えいたします。まず、30 代の生活習慣病予防健診のほうで 3.5%、219 名になっております。肺がん検診が 16.2%、胃がん検診 6.6%、大腸がん 14.6%、それから子宮頸がんが 7.5%、乳がん検診が 10.5%、最後、特定健診、国保の方のみになります。39%という形になっております。女性がんのほうもお伝えしてしまいましたが、こちら、対象者数が年齢で、市民全体の対象年齢で母数にしているという関係で、かなり低い数字になっておりまして、国や県のほうでも労働状況のほうの部分からの母数で示す健診受診率というものもまた別にございます。それを見ても低い数字にはなっております。

ただし、昨年度、乳がん検診につきましては、前年度に比較しまして 1.9%ほど伸びています。それ以外については 1%程度、全て受診率のほう見まして落ち込んでおります。

以上です。

委員長 そのほかにも。

寺門委員 133 ページの、母子健康診査健康相談事業というところで、主要施策調書は 70 ページです。

こちらの、母親学級の実績なんですけれども、66 人ということで 17.2%、そのほか、妊婦健

康診査ですとか、乳児健康診査、乳児健康相談等については 80%前後ということで、かなり利用率があるんですけども、これだけ何で2割弱ということは、内容的に、集団健康教育ってどうだったのかなというのと、なぜなんでしょうかとこのこと、今後どうするかというのをちょっとお聞かせください。

母子保健G長 お答えいたします。

母親学級につきましては、母子手帳交付の際に、窓口にいらっしゃったお母さんに対してお勧めをしております。ただ、皆さんふだんお仕事もありますので、なかなか日中での参加は難しいのかというところで、夜間の実施についても検討いたしまして、昨年度試行的に実施をいたしました。今年度につきましては、少しでも皆さんに来ていただきたいということで、夜間の実施のほうも回数をふやしたところではあります。ただ、なかなかご参加いただくようにお電話かけをしたりしながら、来ていただくところを少しでも伸ばせるようにという工夫はしているところではあります。

ただ、母親学級に来なければ、その内容が聞けないのかということになりますと、妊娠中のお母さんの健康管理、おなかの中で無事に大きくなって生まれてきていただきたいお子さんの健康にも関係がありますので、なかなか仕事で、どうにも休みがとれないという方に対して、皆さんになんですが、窓口の母子手帳交付の際に、お母さんの健康管理につきましては、保健師、管理栄養士のほうで妊婦保健指導という形でポイントの中で実施をしております。

寺門委員 そうすると、保健師さん等の、別のフォロー活動があるということですね。

そうすると、この母親学級というのは、中身的には直接おいでいただいて、いろいろ指導、相談に乗ったり、あるいは電話相談等もやっていますよということになるんですか。

母子保健G長 個人個人に対しましては、必要時お電話等をいただければお電話での相談も受けましますし、まずは窓口で、最初に出会った窓口でというところで、指導のほうも簡単にさせていただいています。ただ、そこだけではなくて、より具体的に栄養のこととか、そういったことになりましますと、窓口で 20 分、30 分というお時間をいただいて、指導をしている中で、個人に合せた具体的なところというのは難しいので、母親学級等を通じた料理の提供もいたしますので、そういった中で、日常の中でいかに工夫してやれると、こんなにできるんだよというあたりの提供もしております。できればぜひ、そちらのほうも皆さんにご参加いただきたいということで、お勧めはしている現状はあります。

寺門委員 初めての妊娠とか、かなりお母さん、非常に不安が大きいと思うんですけども、いろんな、相談する方もいらっしゃるということであればあれなんだろうけれども、わかりました。

そうすると、この学級としては、おいでいただいてやるという方向と、電話相談等も含めてという、いろんなやり方を考えているということですね。とりあえずわかりました。

遠藤委員 母親学級って、ひだまりで昼間集団で何人かのお母さん方集まってきていただいて、保健師さんとか、あとは歯の磨き方とかやったりするやつですよ、私も参加したやつだったと思いますが、あれ、平日の昼間やっているやつですね。だから、今の話、仕事で云々というのであれ

ば、土日とかそういう開催ってできないもの、あれすごく何かよかったイメージがあるんですけども、何かそういう工夫はどうでしょう。

母子保健G長 今年度は、夜間の6時から8時という時間帯、お仕事帰りというところでの時間設定をさせていただいて実施をしております。あとは、今後休日に対しても、そういったところのニーズのほうをちょっと確認をしながら、今後どうしていくかというところは、今いろいろ構想を練っているところです。

寺門委員 今回やった、夜間時の参加者ってどれぐらいあったんですか。

母子保健G長 今年度、1回、まだ回数が終わっているわけではないので、今年度1回実施をした中では、ご参加いただいたのは2組だったんです。夜間だからいいのかと思いきや、皆さん、昼間仕事をしているから、夕方がいいという方ばかりではないと。以前、今の形の母親学級ではなくて、両親学級という形をとっていた時期がありまして、ご両親2人でおいでいただくというところで、土曜日の時間を設定をして開催をしていた時期もあります。ただ、なかなか休日は休日で、休みの日にわざわざ行くのはと、やはりいろいろなご意見がありますので、休日だから、夜だから、ということも一概には言えないのかなとは思っております。

ただ、なるべく多くの方に、妊娠中の健康管理というところはこちらとしてはお伝えしていきたいところなので、いろいろ考えたいと思っております。

寺門委員 ぜひ、工夫してやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

古川委員 すみません、健康推進課でいいのかどうか、那珂市に先ほどのお話のように、救急医療機関がないということで、病院に行かなくても、今子供が高熱を出してどうのこうのという、相談をする、県の、ありましたよね、なんとかダイヤル、あれって健康推進課でいいのかな、担当でいうと。どういうふうに周知していますかということをお伺いしたいんですが。

健康推進課長 救急時のかかり方とかにつきましては、先ほども定住自立圏の中で説明させていただきましたように、平成29年度、不用意なかかり方とかされる方も、病院のようにいっしょるという話を、救急夜間診療所のほうからありますので、そういう部分におきまして、ガイドブックをつくりまして、全戸世帯に配付をさせていただきました。それから、あとホームページ等でも、リンクを張りまして、那珂市のホームページから県の救急ダイヤル等の案内はしてございます。

古川委員 わかりました。ちなみに、例えば那珂市の方がどのぐらいそれを利用されているなんていうのはわからないでしょう。

健康推進課長 平成27年度のデータになりますが、定住自立圏事業の資料の中で、水戸市の救急夜間診療所につきましては、全体1万6,457人のうち567人、3.4%の方が使っているというような形になっております。それから、ひたちなかの休日夜間診療所につきましては、7,970人中553名、6.9%の方が休日夜間診療所のほうを利用しているというようなデータをいただいております。

古川委員 ではなくて、救急、なんとかダイヤルを利用している方ってわかりますかという話。

健康推進課長 その部分につきましては、データは持っておりません。

委員長 そのほか質問はございませんでしょうか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で、健康推進課の所管部分を終了します。

暫時休憩いたします。ありがとうございます。では、再開を午後1時といたします。

休憩（午後0時10分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

引き続き、議案第61号の審議を行います。

社会福祉課所管の部分について、執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課課長の生田目です。以下、4名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

決算主要施策調書につきましては、49ページから53ページが社会福祉課の所管となっております。

それでは、決算書の106ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費7億8,594万8,019円。このうち108ページ、次ページの国民健康保険特別会計繰出金4億5,831万3,216円については、保険課の所管となります。

不用額のうち主なものにつきましては、21節貸付金の350万円になります。こちらは、自然災害により、住居、家財等に被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しのための災害後資金の貸し付けを行う事業となっておりますが、申請がなかったことによるものでございます。

続きまして、110ページをお開きください。

3目障害福祉費12億571万5,958円です。また、不用額4,533万6,042円のうち主なものは、20節の扶助費3,621万619円で、こちらは障がい児及び障がい者の、各種障がい福祉サービスの給付費の残額となります。こちらの予算の執行率は96.4%となっております。

続きまして、116ページをお開きください。中段になります。

10目臨時福祉給付金支給費1億3,194万3,529円です。これは、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するために、所得の少ない方に対して制度的な対応を行うまでの間の、暫定的、臨時的に支給を行うもので、平成26年度から実施している事業です。平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給しております。支給額は、1人当たり1万5,000円で、8,418人に支給し、申請率は92.5%となっております。

続きまして、126ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費6,537万4,377円。

続いて、128 ページをお開き願います。

2 目扶助費 5 億 1,524 万 8,779 円です。扶助費については、平成 28 年度の支出済額を 6.7% 上回りました。平成 29 年 4 月 1 日現在で、平成 28 年度の同時期に比べ被保護世帯数が 9 世帯、被保護者数が 11 人ふえております。

続きまして、240 ページをお開き願います。中段になります。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1,495 万 131 円のうち、610 万 5,452 円が社会福祉課の所管となります。こちらは過年度の国庫負担金の精査に伴う返納金となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部より説明をいただきました。

質疑ございませんか。

遠藤委員 113 ページの、難病患者福祉手当ですが、これは何人分ですか。

障がい者支援G長 お答えします。

平成 29 年度の実績としましては 353 名、支給額としましては 529 万 5,000 円の支出となっております。

以上です。

遠藤委員 ということは、ずっと 1 万 5,000 円のままですね。これは、対象者のうちの受け取った方の割合は、何名中どれぐらいということになりますか。

障がい者支援G長 お答えします。

平成 29 年度ベースですけれども、対象者としましては 381 名、その中で 353 名の支給となりまして、支給率としては 92.7% になっております。

以上です。

遠藤委員 かなり高い受け取り率かなと思いますが、この 381 名の人数は、これはふえているんですか。

障がい者支援G長 平成 28 年度が 365 名ということで、平成 29 年度が 381 名という対象者になっておりますので、28 名の増加ということになっております。

以上です。

遠藤委員 あと、その受け取る率もふえていますか。

社会福祉課長 支給率につきましては、平成 27 年度が 83.7%、28 年度が 92.6%、29 年度が 92.7% となっております。

遠藤委員 わかりました。かなり、以前に比べるとかなりふえてきた、この難病患者の方に対しては、支給できる手当ですから、しっかりやっただけければ。

あともう一点、その下の障害者虐待防止対策事業、これは、この委託の内容とその実情、どういったことになっているかわかれば教えてください。

社会福祉課長 相談窓口を設置しております。それによって、24 時間、もし虐待がありましたらば通報できるようなシステムとしております。



平成 29 年度の実績につきましては、相談は1件ございましたが、こちらについては、本人のほうから、ちょっと家族からということでの通報だったんですが、施設のほうで調べた結果は大丈夫でしたということでした。

遠藤委員 1年間通して1件ということですから、これ社会福祉協議会のほうでやっているあれですよ、委託している、おそらくこの障がい者虐待というのは、例えば地域で、家庭内でのものもあれば、おそらく施設のものも対象にはなっているんだと思いますけれども、おそらくこれは、1件というのは、多分まだまだ氷山の一角なんだろうという数字だと認識していると思うんです。ですから、もっと地域の中で、もしくは施設の中で、こういうふうな虐待が実際にあるのであれば、しっかりとその対処につなげることができるような仕組みをもっともつつくならなきゃいけないと思うんですが、ただ、この現状を見ると、おそらくはちょっと周知がまだ足りていない方向なのかなと思うんですが、それについての認識と、今後、それを踏まえてどういうふうに行っていくかというのを、ちょっと認識があればお聞かせください。

社会福祉課長 周知も含めまして、平成 29 年度 3 月に虐待防止の研修会を実施しております。こちらのほうには、まちづくり委員、事業所職員、民生委員等 32 名の方に参加していただいております。今後とも、広報紙やパンフレットなどで周知はしていきたいと思っております。

委員長 そのほかに質問ありますか。

古川委員 質問させていただく前に、基本的なことをお伺いしたいんですけども、社会福祉協議会のファミリーサポートセンターでしたっけ、って何をやっているんですか。どういう事業を。

社会福祉課長 そちらの所管はこども課になっております。

古川委員 こども課、そうですか。この前私一般質問で、障がい者とか、あと高齢者の方のゴミの運搬といいますか、粗大ゴミとかの話をしたときに、ファミリーサポートセンターでは、有料ですけども、やっていますよということなんですけれども、何でこども課なんですか。

障がい支援G長 こども課のほうで、一応ファミリーサポートセンターの委託事業についての予算及び所管課となっているということで、課長のほうでお話しさせていただいております。

そもそも社会福祉協議会のほうで委託事業として実施しておりますけれども、子育てのほうのファミリーサポート部分と、高齢者とか含めたファミリーサポートもあるので、一括でこども課のほうで所管でやっているという状況です。

以上です。

古川委員 わかりました、予算はということね。

じゃ、この間一般質問したときに、環境課のほうでは、環境課だけの問題で済まないの、ぜひ保健福祉部のほうにもご相談くださいと言われたものですから、社会福祉課と介護長寿課とあわせて、市でできることがあれば、ひとつご検討いただきたいなということで、部長にお願いしておきます。

保健福祉部長 一般質問のほうであったということで、それは認識しておりますし、市民生活部長もお答えしましたけれども、今言ったようなファミリーサポートセンターとか、シルバー人材セン

ターとかもやっておりますので、そういったところでまずはやっていただきながら、遠藤委員からもありましたように、自助、共助、公助という部分があると思います。その中での、自助、共助、その部分でいろいろ対応できればいいなというふうにも、私も考えております。

以上でございます。

委員長 そのほかにごございませんでしょうか。

(なし)

委員長 そのほかにご質問がなければ、質疑を終結いたします。

以上で、社会福祉課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 12 分）

再開（午後 1 時 13 分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

議案第 51 号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。お願いいたします。

こども課長 こども課長の大森です。外 5 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 21 ページをごらんください。

議案第 51 号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成 30 年 3 月 30 日に公布、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、放課後児童支援員の基礎資格の規定について、所要の改正を行うものです。

続きまして、次の 22 ページをお開き願います。

上から 5 行目のところになりますけれども、改正するのは、第 10 条になります。この条項は、支援員になるために都道府県知事が行う研修、これを支援員になるためには受けなければいけないことになっているんですが、この研修を受けるためにも条件があります。その条件の項目について述べたところが、この第 10 条というところになります。

10 条の中の第 4 号、教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者というように改めます。第 9 号につきましては、これは文言の整理になりまして、「認めた」と書いてあるところを「認める」に直したものです。そして 10 号ですけれども、ここは追加になります。「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認める者」、これを追加します。施行日は交付の日からとなります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 執行部よりの説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

古川委員 その10条の3項の10号ですか、5年以上従事した者、これは新たに追加になるわけでしょうか。

こども課長 はい。

古川委員 ということは、今までこういう条件はなかったわけですよね。ということは、今までは教員の免許を持っている方しかできないよということだったわけですよね、一言で言うと。それが、教員じゃなくても、従事した者であれば、5年以上なら今度はできるようになるよということですよ、ではないのかな。そうすると、9号も生きていますよね、9号と10号と2年と5年と、ちょっとその辺を。

こども課長 こちらは、教職員の資格等をお持ちにならない方でも、支援員になるためにこの研修を受ける条件の一つになって大丈夫です。

9号のところをちょっと読みますと、「高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認める者」というような、それがすみません、9号にありますので、教職員の資格をお持ちにならなくても大丈夫になっております。

古川委員 この10条というのは、研修を受ける資格要件が書いてあるわけじゃないですよね、支援員になれる方の条件が書いてあるわけでしょうか。

こども課長 正式には、支援員になるためには、県主催の研修会というものに参加しなければいけません。結構ボリュームのある研修の内容になっております。その研修を受けるにも、誰もが受けられるわけではありませんで、一定の、ここに10号までに掲げた条件に合致した者、その者がその専門の研修を受けられるということになります。

古川委員 3項は、支援員はこの研修を修了した者でなければならないと言っているわけですよね。だから、研修を受けるための条件なんですか、これ。

わかりました、じゃ、9号と10号があることによって、教員免許を持っていなくても、こういう2年以上、または5年以上の実務の実績があれば、研修を受けられるし支援員にもなれるよということなんですね。

こども課長 研修を受けた上で、正式な支援員と呼ばれる者になることができるということになります。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午後1時19分）

再開（午後1時22分）

委員長 再開いたします。

こども課長 放課後児童支援員になる者の条件といたしまして、県知事が開催する研修を修了しなけ

ればいけません、その条件といたしまして第1号から第9号まで今までありまして、9号には、「高等学校卒業であり、2年以上その事業に従事した者」というものがあります。今回の、追加により、それが「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認められた者」、こういった条件の者も研修を受けられる条件に加わったということになります。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長 9号は、条件で高等学校卒業した上でかつ2年というのが条件なんですけれども、10号は、高校卒業していなくても5年従事していればできると、資格を受けるための研修を受けることができ、支援員になれるという条項が加わったということです。

遠藤委員 わかりました。そういう研修を受ける前提なので、これのどれかには該当していなきゃいけないんだけど、私もちょっと、まだよくわからなかったんだけど、こういうのを見るほどなと思ったんですが。

まず、この第9号を、じゃ、高等学校を卒業した等であると、等というのはどこまでを指すのか、高卒であるだったらわかるんだけど、等というのはどこまでの余地を含むのかということと、あとは、9号と10号の表現が違うんだけど、9号は、「放課後児童健全育成事業に類似する事業」、類似する事業というのはどこまでなの、というのは、10号には、健全事業に「従事した者」ということで、明らかに違うんです。つまり、9号は少し幅を持たせている、これがどこまでの幅を持たせるのかということと、さらにもう一点、9号にしろ10号にしろ、こういうふうな条件プラス、必ず「市長が適当と認める者」でなきゃいけない。こういうふうには、高卒で2年以上こういったものに従事した者というのは自動的に認められるんじゃない、市長が認めなきゃ受けられない、研修ですら。5年以上従事した者が自動的に研修を受けられるわけじゃない。市長が適当と認めなきゃいけないという、ここは、この裁量はどういう意味合いなのかという、3点伺います。

こども課長 すみません、詳しい資料は今手元に持ち合せがないんですけれども、まず、この高校卒業業者等の、等。これは高校卒業と類似するもの、今、いろいろな資格をとるものもありますし、そういった幅広いもので、高等学校卒業と同等と認められる者、そういったものを指しているのかなと思います。少し幅があるというふうに解釈していただければと思います。

また、この放課後児童健全育成事業、類似する事業なんですけれども、私どもが想定するのはやはり福祉に関係するもので、例えば保育関係とか、そういうふうには子供を養育するものとか、あとは児童館的なものとか、そういった児童にかかわるもので、十分な同じような事業に働いていたな、勤めていたなと、経験があると認められた者についてだというふうに私は解釈しております。

そして、市長が適当と認める者というものは、やはり人ですから、それぞれに人格が立派な者というような、支援員にふさわしい者、やはり子供を育てていく上では、やはり人格とかそういったものも重要になってまいりますので、日ごろ接している職員もしくはこども課、そういった職員が見まして、この方はふさわしいと認める者、こういった者を、市長が適当と認める者というふうに解釈していただければよいかなと思っております。

遠藤委員 わかりました。そういうことなのでしょうね。

じゃ、あと最後にもう一つ大枠で、この 10 号が加わったということは、やっぱり、今後このいわゆる学童の支援員がやっぱり重要だということで、もっと幅広い人材を求められるようになったということですよ。今の状態だというと、高卒等以上の者でなければいけなかったわけだけれども、そんなんじゃないなくても、5年以上そういったものに勤めていれば大丈夫というぐらい幅が広がって、いろんな、多様な方が支援員になりやすくなったという条例改正だというふうに捉えればいいんでしょうか。

こども課長 おっしゃられるとおり、そのように幅広い人材からよい人材を求められるようになったというように思っております。もちろん、先ほど申しあげましたように、人格が立派でなければいけませんけれども、幅が広がったというように思っております。

古川委員 すみません、やっぱりもやもやしていて、もう一回お聞きしたいんですけども。

これは、支援員になるための研修を受ける要件でもあり、支援員の要件でもあるわけですよ。でも、支援員になっていないのに、5年以上従事しているってどういうことなんですか。

こども課長 申しわけありません。ちょっと詳しくお話ししますが、学童保育所には、支援員と呼ばれる者と、補助員と呼ばれる者、いわゆるパート職員で、時給で働いていただいている者がおります。

古川委員 じゃ、補助員の方と、当然支援員の方ではお給料とか全然違うわけですよ、資格があるかないかがあるんだから。

こども課長 基本的にはパート職員でも、長く勤めている者もおりますので、研修は受けられるということにはなりますけれども、研修を受ける条項としまして、給料については主任、副主任を中心に受講しておりまして、その者を中心の支援員というふうになっておりますので、その者については月額でのお給料、そしていわゆるパートでの職員、それを補助する立場にある者については時給という形になっております。

委員長 そのほかに質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 51 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

こども課所管の部分について、執行部より説明を求めます。

こども課長 まず、説明に入ります前に、決算主要施策調書の資料のページについてお示しさせていただきます。こちらの資料が 54 ページから 61 ページになります。

それでは、決算書のほうに基づきまして説明をさせていただきます。

決算書につきましては 114 ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費、支出済額でございますけれども 3 億 5,628 万 5,761 円でございます。主な不用額は、医療福祉扶助費の残額でございます。

続きまして、116 ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございます。支出済額は 1 億 2,712 万 1,550 円です。

119 ページをお願いいたします。

主な不用額についてですが、12 節役務費 124 万 353 円の不用額の内容は、学童保育所で使用する電話代などの通信費や郵送料などの残額です。

19 節負担金補助及び交付金の不用額 126 万 5,686 円については、民間学童保育所に対する事業補助金の、年間運営費の実績に基づく精算後の残額でございます。

その下の、20 節扶助費の不用額 243 万 6,283 円でございますけれども、こちらにつきましては、121 ページの上から 2 番目の事業、児童入所施設措置事業、母子生活支援施設への入所にかかわる措置費の残額が主なもので、年度途中で退所した世帯があったための残額でございます。

120 ページをお願いいたします。

2 目児童措置費でございます。中段ぐらいになります。決算額は 19 億 6,695 万 8,776 円でございます。不用額の主なものといたしましては、13 節委託料 2,434 万 5,330 円ですが、これは私立の各保育園等に支払う委託料の残額となります。

19 節負担金補助及び交付金で、不用額 1,894 万 6,416 円ですが、民間保育所等の補助事業に係る補助金でございまして、一時保育や延長保育などを行った実績に基づいて支出した結果の補助金の残額でございます。

その下になりますけれども、20 節扶助費 4,882 万 6,990 円、こちらについては、児童手当及び児童扶養手当の給付金の残額でございます。

続きまして、122 ページの、3 目保育所費でございます。支出済額は 2 億 2,744 万 1,714 円でございます。

126 ページをお願いいたします。

4 目発達相談センター費です。支出済額は 1,754 万 8,499 円でございます。

飛びまして、130 ページをお願いいたします。

こちらは、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費になります。このうち、こども課が所管となりますのが、135 ページの上から 3 つ目の、未熟児療育医療給付事業でございます。こちらの支出が 42 万 2,453 円でございます。

続きまして、240 ページをお願いいたします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金でございます。支出済額は 1,495 万 131 円ですが、こちらにつきましては、こども課の所管分としてこのうち 876 万 9,070 円、こちらがこども課の所管分としたものです。

こども課の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部の説明が終了しました。

これより、質疑はございませんでしょうか。

古川委員 127 ページの、こども発達相談センター運営事業なんですけれども、ここには、作業療法士、言語聴覚士、あとは心理相談員とか、いわゆる専門職の方、何名か派遣していただいていると思いますが、ここに相談に来られる方で、ほかの専門職、こういった専門職の方がいればいいとかそういったお話というのはないですか。

こども課長 今のところ、これ以外の専門の方をつけてくださいという要望はございません。

古川委員 ないんであればいいんですけれども、たまたま言語聴覚士の方って、私が言わなくてもお願いはしたのかもしれませんが、こども発達相談センター立ち上げのときに、もともとその方って入っていなかったはずなんです。私のほうで、たまたま何か市民の方から、今度、那珂市に引っ越すんだけれども、那珂市で今度こういうのが立ち上がるという話を聞いたと、そこに言語聴覚士という方はいらっしゃるんですかという話があって、ちょっと調べてみますということで、予定されていなかったみたいなので、ぜひ、もし予算的に可能ならばぜひお願いできないかと、お願いした経緯があるんですけれども。

そういう方って、今回別に、誰にどういう話をされたというわけではないんですけれども、ほかにもそういう専門の方がいたらいいと思っている方はいるんじゃないかなと、もしくは、いないから相談できない、相談しに行かないという方ももしかしているのかなんていう気が、ちょっとしたものですから、その辺をどのようにお考えなのかというふうに思いまして、お伺いしました。

こども課長 今のところ、要望は出ておりませんので、やはり相談を受ける中で、そういうふうな要望等が出てきましたときには、受け入れられるかどうかというのを、その都度検討しまして、受けられる状態であれば対応したいと、もし難しいような状態であれば、またちょっと考えるというふうなことで、要望があれば聞いていきたいと思っております。

遠藤委員 135 ページの、未熟児療育医療給付、この内容についてちょっと教えてください。

こども課長 こちらの、未熟児療育医療給付事業の内容ですけれども、こちらは身体の発達、発育が未熟なままに生まれて入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を負担するというものです。

遠藤委員 負担、助成することなんだろうと思いますが、未熟児というのは、法律用語的にいうと、例えば何グラム未満とかというのがあってしょうけれども、これは予算の取り方として、何人ぐらい、それでまたその医療のその助成は上限いくらぐらいでどうのという、そのちょっと

内容をもう少し知りたい、というのは、市がこういう未熟児に対しての医療をこういうふうにやっていたらいいというのを、ちょっと存じあげなかったものですから、これは大事な話だろうと、今認識をしたところですが、こういうのというのはご存じなんですか、親御さんたち、この未熟児が生まれて、こういう、市でそういうことをやっていたらいいというのを私は知らなかったんだけど、この周知を含めて、この事業の概要がちょっとわからないので、ただ、これはいいことなんだと思いますけれども、今後、これだけで実際足りているのかとかそういうことも含めて、ちょっと内容を教えていただければ。

こども課長補佐 こちら、未熟療育医療ですけれども、基本的には病院で皆さん出産なさいますので、病院のほうで、こういったものが該当するというので、通常の流れとして、ドクターのほうから市でこういった申請をしてくださいということで、そういった流れになっております。

こちらのほうが、自己負担ですけれども、当然、医療費、通常3割ですか、自己負担がありますけれども、その部分について、未熟児療育医療費から補助をするような形になっております。当然、所得に応じて、その自己負担の中でも、3割の中で全額給付ではなくて一部所得に応じて自己負担というものが発生するような形になっております。

人数的には、記憶ですけれども、1桁の人数というふうになっております、年間。

以上でございます。

遠藤委員 わかりました。

おそらく、これはドクター、お医者さんからそういう話で行くんでしょうし、おそらく未熟児の医療に関してなんていうと、おそらく結構料金も高いんだろうなと思うので、ちょっと内容はよくわかりませんが、いずれにしても、こういうのをやっていたらいいというのは非常にいいんだろうと思いますから、場合によっては、ニーズに応じてはもう少しふやしてあげることも必要なのかなとは思ったものですから。

わかりました。結構です。

古川委員 もう一度、ちょっと同じ件で確認したい。これは未熟児ってそもそも、ごめんなさい、勉強不足で、何グラム以下とかってあるんですか。

こども課長 この給付事業に関しましての判断ですが、体重が2,000グラム以下ということになっております。

古川委員 何か、その未熟児で生まれて特別な治療が必要な場合に該当するということなんですか。

それとも、未熟児が、いわゆる2,000グラム以下で生まれて、それ以上になるまで、何日間かかかると思うんですけれども、その間の医療費は全てこちらで給付するということなんですか。何か特別な治療が必要なおきに対象になるということなんですか。

こども課長 この対象なんですけれども、先ほどの2,000グラム以下に加えまして、生活力が特に薄弱であり、運動不安、それから体温が34度C以下、チアノーゼ等の症状がある場合などに対応となっております。その所得に応じて自己負担金が発生、全額負担ということではなくて、一部自己負担を交えながらということになります。



古川委員 わかりました。だから、ただ単に体重が軽いから対象になるよということではないということですね。今おっしゃったような、体温が何度以下とか、そういう場合にそれを、体温を例えば上げるための何か治療がもし必要な場合には、そういうのが対象になるよということで理解してよろしいんですね。

こども課長 ちょっと、その線引きは確実にとは言えませんが、やはり 2,000 グラム以下で生まれたということになると、ある程度の体力的な不安というものがありますので、なんらかの治療は施すのではないかなということ、2,000 グラム以下になりましたら、これが該当することがほとんどなのではないかなというふうには解釈しております。

古川委員 わかりました。そうすると、多分、2,000 グラム以下で生まれる子って多分多いと思う、そんなに多くないのかな、数はいいですけども、先生のほうでというか、病院のほうではそれはわかっているということですね。こういうのが各市町村によってあるということが。

例えば、那珂市ですよ、お住まい、じゃ、那珂市だったらこういうのがありますよということ、案内はして下さるということなんですね、患者さんが知らなくても。

こども課長 医療従事者のほうから案内はあります。

委員長 そのほか質疑がございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、こども課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩（午後 1 時 46 分）

再開（午後 1 時 47 分）

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第 57 号 平成 30 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。お願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲と申します。外 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

議案第 57 号 平成 30 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）になります。

それでは、4 ページをお開きください。歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）

130万5,000円の減。こちらは、介護給付費と費用適正化事業の事業費補正減に伴います減額になります。

5款県支出金、3項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）65万3,000円の減。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）65万3,000円の減。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金2,752万3,000円の減。こちらは、平成29年度繰越金の確定に伴います基金繰戻金になります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金9,195万2,000円。こちらは、平成29年度繰越金確定によります、その一部を財源として計上するものでございます。

5ページをごらんください。歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費118万1,000円。こちらは、主なものは臨時職員を雇用するための賃金、社会保険料になります。

4款地域支援事業費、1項包括的支援事業任意事業費、2目任意事業費338万9,000円の減。こちらは、介護給付費等費用適正化事業における嘱託職員の報酬、社会保険料の減額によるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金6,205万5,000円。こちらは、平成29年度の実績額確定に伴います国、県への返納金になります。

6ページをお開きください。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金197万1,000円。こちらは平成29年度実績額確定に伴います精算額になります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

執行部よりの説明が終わりました。

では、これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（なし）

委員長 質疑なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第 57 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

まず、介護長寿課所管の一般会計の部分について説明を求めます。お願いいたします。

介護長寿課長 それでは、決算書の 108 ページをお開きください。

決算主要施策調書につきましては 62 ページから 65 ページまでになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目高齢福祉費 1 億 1,362 万 9,956 円。

116 ページをお開きください。

8 目介護保険費 6 億 7,065 万 8,320 円。

240 ページをお開きください。中段になります。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1,495 万 131 円。このうち 7 万 2,225 円が介護長寿課分になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部よりの説明をいただきました。

質疑ございませんでしょうか。

遠藤委員 109 ページの、高齢福祉費、ひとり暮らし高齢者の緊急通報システム事業ですが、まずこれは、何件分になっているんですか。

介護長寿課長 昨年は、移設が 28 件、新設が 4 件、新旧交換が 8 件ございました。

以上でございます。

遠藤委員 既設、新規が 4 件、交換が 8 件、ごめんなさい、何が 28 件ですか。

介護長寿課長 移設でございます。

遠藤委員 そもそも、この 747 万円の概要がちょっとよくわからないんですが、これは、市内のひとり暮らし高齢者宅って相当数あると思うんですが、例えばそれって、これは世帯数でいえばいいと思いますけれども、例えばひとり暮らし高齢者って何世帯あって、そのうち何件入っているんですか、これ。何%ぐらいってこれわかりますか。

介護長寿課長 ひとり暮らしの高齢者の方は、平成 29 年度は 1,075 人いらっしゃいました。そのうち、こちらの緊急通報システムを設置しておりますひとり暮らしの方は 202 件になっております。以上です。

遠藤委員 そうですね、ひとり暮らしですから、1,075 人というのは 1,075 世帯ですよ。1,075 人のうち 202 人しか出ていない。これは、おそらく民生委員の方にお話をさせていただいて、手挙げというか、希望する方に設置するというふうな内容だろうと思うんですが、おそらく、ないよりは当然いい、もしくは誤作動とか、過去にもいろいろとそういう質問をした覚えはありますが、ただ、いずれにしろあったほうがいいシステムには違いないと思うんですけれども、これをもっと、多分ふやすべきだろうと思っていて、ただ、なかなかふえないのはなぜなのか。この 202 件、2 割程度に留まっている理由、それと、それをもっとふやすための課題、どういったことが今う

まくいっていないんでしょう。

介護長寿課長 こちらは、設置する際には、協力員の方の協力が必要になっております。そういった方が、まず見つからない場合がございますと、こちら設置することが難しくなっております。

また、こちら所得によりますが、自己負担も生じてくる方もいらっしゃいます。なので、非課税とかそういった所得のそれほど高くない方であれば、全然自己負担なしでは設置することが可能でございますが、所得があれば、それなりの受益者負担分ということでの負担をしていただいているようになっております。

以上でございます。

遠藤委員 これもイメージですが、ひとり暮らしの高齢者の方って、所得そんなに高額の所得の方のほうが少ないのかなという、これはイメージであります、おそらくはかなりの割合で少ない、もしくは非課税の方も一定程度いらっしゃるのかなという気はするので、おそらくお金の問題ではないような気もするんです。

通報すれば、これは救急車とかが駆けつけてきてくれるんだと思いますが、協力員の役割というのはどういうことですか。

介護長寿課長 協力員は、まずこちらひとり暮らしの高齢者の方の近隣の方に協力をさせていただくような形になります。それで、その高齢者の方が緊急事態、具合が悪くなったり、そういった事態が発生した場合にすぐ駆けつけられる方ということで、協力をお願いしているんですが、なかなかそれを引き受けてくれる人ばかりいるわけではございませんので、ちょっとそこが難しくはなっております。

あと、こちらの設置する要件がございます。まず、年齢でございますが 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者、または 65 歳以上で要支援もしくは要介護認定を受けている高齢者のみの世帯を対象に設置はしております。

以上でございます。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 00 分）

再開（午後 2 時 01 分）

委員長 再開します。

介護長寿課長 あと、高齢者の方の近くに身内の方が住んでいる場合があるかと思うんですが、100メートル以内に身内の方がいらっしゃると、ちょっとひとり暮らしとは認定できませんので、こちらは設置がちょっと難しい状況になっております。

以上でございます。

遠藤委員 そうなると、そもそもの話になるのだが、つまり近隣に家族がいなくて、例えば 75 歳以上の方、65 歳以上でも要介護とか、つまり必要性が高い人が 1,075 人いるわけでしょう。そのうちの 202 人しか入れていないという現状なわけですね。必要性の高い人が。違う、1,075 人は全部か。わかりました。

単純にひとり暮らしの方が1,075人で、このシステムの該当者がかなり必要性が高い。なるほど、わかりました。ちょっと、そういったいろいろと条件が絞られてくるので、場合によっては1,075人のうち、本当に緊急性が高い人は、じゃ300件ぐらいに絞られて、そのうち200件ぐらいが入っているとか、そういうイメージでいいんですか。私、勝手に今300件ぐらいって言ったけど、市のほうで何件ぐらいと把握しているんですか、割合としては、本来必要なうちがどれぐらい入っているかというのが知りたいの。

高齢者支援G長 件数的な把握はしてはいないんですけども、やはり一応、この1,075件というのは、基本的には民生委員さんがほとんど把握はしていますので、その中で民生委員さんのほうで、この方は必要なというところで積極的に推奨をして申請はしていただいているところではあるんですが、やっぱり、まだいいよという方も中にはいらっしゃいますので、すみません、具体的なちょっと件数までは把握していないところです。

以上です。

遠藤委員 わかりました、すみません。ちょっと、全体の中を把握したかったのですが。

あと一点、じゃ、とにかく202件設置してあるので、そこが必要なきにちゃんと救われているかという確認をしたいんですが、例えば昨年であれば何件こういう通報があって、その結果として、それはちゃんと救われたのかというふうなことを聞きたいんですがどうですか。

介護長寿課長 昨年は、14件の通報がございました。そのうち、救急車の出動が12件、また消防車の出動が2件ということになっております。

以上でございます。

古川委員 今、そうすると、通報があった方は100%駆けつけているということですか。

介護長寿課長 あと、誤報もございました。こちらの誤報は37件ほどございました。

以上でございます。

古川委員 それと、100メートルということなんですけれども、100メートル以上離れていないと入れられないというのはどういう根拠があるんですか、その100メートルに。緊急だもの、隣に住んでいたらわからないですよ。それが何で100メートル離れていなきやいけないんでしょうか。

介護長寿課長 しばらく前なんでございますが、民生委員さんの、ひとり暮らしのそういった条件を決める際に100メートルが妥当であろうということで、しばらく前に決められている距離にはなっているんですけども、ただ、今、委員さんがおっしゃるとおり、隣に住んでいても緊急の場合、わからない場合もございますので、その辺もちょっと検討課題なのかなとは感じております。

委員長 よろしいでしょうか。

そのほか、質問ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、なければ、一般会計について質疑を終結いたします。

続いて、介護保険特別会計（保険事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 決算書の 352 ページをお開きください。決算主要施策調書のほうは、147 ページから 150 ページまでになります。

款項、収入済額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料 10 億 2,741 万 4,720 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 16 万 1,500 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億 4,107 万 2,858 円。

2 項国庫補助金 2 億 3,327 万 1,190 円。

354 ページをお開きください。下のほうになります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 11 億 8,485 万 3,779 円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億 1,800 万 2,000 円。

356 ページをお開きください。

2 項財政安定化基金支出金ゼロ円でございます。

3 項県補助金 2,699 万 5,445 円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、2 万 8,054 円。

358 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 6 億 2,753 万 1,320 円。

2 項基金繰入金ゼロ円でございます。

360 ページをお開きください。

8 款繰越金、1 項繰越金 1 億 5,410 万 8,396 円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 59 万 3,122 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、執行部より説明をいただきました。

質疑ございませんでしょうか。

寺門委員 353 ページです。まず、収入未済額 1,763 万 7,100 円、この内容を知りたいのと、それから不納欠損額 471 万 5,000 円、これについてもどれぐらいの減、条件があると思いますけれども、この内訳と原因をちょっと教えてください。

介護長寿課長補佐 まず、収入未済額のほうでございますけれども、こちらについては、滞納分のほうが 861 万 4,870 円、それと普通徴収、現年分のほうについて 916 万 8,129 円になってございます。

また、不納欠損の内容でございますけれども、基本的に介護保険料のほうについては、2 年間で、時効のほうが成立してしまいますので、その部分で毎年落としている分ですけれども、不能欠損額の 471 万 5,190 円ということで、昨年度は 723 万 6,890 円という形になっていきますので、収納率自体も昨年度の 27.15%よりは、今年度 32.95%となっております、そういう関係で減

っているという状況でございます。

寺門委員 不納欠損額は減っているということですよ。

収入未済額の内訳で、滞納が876万8,000円ありました。これが最終的に不納欠損額へつながる可能性があるわけですよ。この辺の督促なり、徴収活動というのは、どういうふうに行われていますか。

介護長寿課長補佐 具体的な内容としましては、第1期の納付期限後に納付忘れがないように、確認するような通知書を出したり、また、口座振替のほうに切り替えてもらうということを収納課のほうと連携しまして、納付書作成の際に差し入れたり、また、要介護の認定時に高額介護サービス等の該当時等に、未納者に対して電話で納付勧奨を実施しております。

介護サービスの場合につきましては、滞納があるということで、介護保険料のほうを使う場合に割高になってしまうような不利益が出てしまうので、そういうことがないように、そういうサービス認定時等に勧奨しているというような状況でございます。

寺門委員 介護保険料は、今、年金から自動的に天引きをしていますよね。ということは、この滞納者というのは、年金者も多分いらっしゃると思いますけれども、それ以外の方が多いいですか。

介護長寿課長 こちら、普通徴収の方につきましては、年額の年金額が18万円未満の方が対象となっております。また、65歳になりまして第1号被保険者になった際には、半年ほど普通徴収で保険料のほう納めていただくような形となっております。

以上でございます。

寺門委員 わかりました。

何でしょう、介護保険徴収は、年金支払いの方は、ある一定以上の収入があれば自動的に徴収されますので、それはそれでいいとは思いますが、あと一般のところをもう少し何か工夫があればなというふうに思うんですけども。

それと、基本的にこれつながってくるのは、一般財源から繰り入れて毎年、6億7,000万円ぐらいですか、先ほどもありましたけれども、これは年々ふえていくわけで、一方では、この不納欠損額ということで400万、500万、2年以上経過したら切っていくとかならないよということになるので、この辺はやっぱりもう少しシビアにやっていただければなというふうに思います。

それともう一点は、介護保険料、大分負担もこれから大変になるので、健康寿命を延ばさなきゃいけないよということになるかと思うんですけども、65歳で介護保険被保険者の通知が来ます。通知が来ただけで、すぐにはどうということはないもんですから、その健康寿命を延ばすために、じゃ、ということで研修なり、講座を開いて一度そういったレクチャーもしていただきたいなと思うんですが、その辺はどうですか。

介護長寿課長 こちら介護予防事業につきましては、サロンとか、あと地域包括支援センターにおきまして、健康教室のほうを開いております。そちらのほうを利用していただいて、健康寿命の延伸という形につなげていただければとは思っております。

以上でございます。

寺門委員 被保険者になるときに、ぜひともそういう案内を入れていただいで、必ず通知をしていただければなど。ひとつその辺も徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

介護長寿課長 今、委員おっしゃるとおりに、これからはそのように考えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

委員長 そのほか、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の 362 ページをお開きください。

大変申しわけございません、先ほど決算主要施策調書のページ数を言ったんですが、147 ページから 150 ページになっておりますので、こちらは歳出のほうです、すみませんでした。

それでは、款項目、支出済の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,126 万 8,619 円。

2 項賦課費、1 目賦課費 122 万 2,136 円。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 519 万 352 円。

364 ページをお開きください。

2 目介護認定調査等費 3,576 万 5,742 円。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 66 万 4,956 円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 39 億 7,686 万 612 円。

2 目審査支払手数料 322 万 5,744 円

こちらの不用額につきましては、見込み減によるものでございます。

2 目高額介護サービス等費、1 目高額サービス等費 9,614 万 6,738 円。

2 項高額医療合算介護サービス費 1,116 万 7,399 円。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金ゼロ円でございます。

366 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業費 7,043 万 4,706 円。

2 目任意事業費 1,642 万 1,040 円。

368 ページをお開きください。

2 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費 3,608 万 5,976 円。この事業は、介護保険制度の改正によりまして、平成 29 年度より、日常生活支援総合事業としてはじまりましたものです。不用額は見込み減によるものでございます。



2 目介護予防ケアマネジメント事業費 509 万 1,148 円。  
3 目高額介護予防生活支援サービス費 3 万 3,602 円。  
4 目高額医療合算介護予防生活支援サービス費ゼロ円でございます。  
3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費 1,274 万 7,052 円。  
4 項その他諸経費、1 目審査支払 14 万 4,495 円。  
5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 9,609 万 9,000 円。  
370 ページをお開きください。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 33 万 9,040 円。  
2 目償還金 4,987 万 7,991 円。  
2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,044 万 4,311 円。  
3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費 35 万 6,874 円。  
7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。  
以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 以上、執行部より説明をいただきました。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を 2 時 30 分といたします。

休憩（午後 2 時 20 分）

再開（午後 2 時 30 分）

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第 55 号 平成 30 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の先崎です。外 2 名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 55 号 平成 30 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）になります。

それでは、4 ページをお開きください。歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額 32 万 4,000 円。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金 1,066 万 6,000 円です。

次のページをごらんください。歳出になります。

款項目、補正額の順でご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費、補正額 32 万 4,000 円。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 1,066 万 6,000 円でございます。

内容については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部より説明をいただきました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 55 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 61 号 平成 29 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

執行部お願いいたします。

保険課長 決算書の 106 ページをごらんください。なお、主要施策調書 67 ページに記載がございますのでご確認のほどお願いします。

それでは、保険課所管分につきましてご説明いたします。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、支出済額 7 億 8,594 万 8,019 円のうち、保険課所管分につきましては、109 ページの上段をお開きください。

国民健康保険特別会計繰出金 4 億 5,831 万 3,216 円になります。

続きまして、115 ページをお開きください。

4 目国民年金費、支出済額 412 万 6,510 円。

5 目後期高齢者医療費 6 億 8,766 万 9,896 円。

下段になります。

7 目高額療養費貸付金 78 万円。

次のページをお開きください。

9 目出産費資金貸付金ゼロ円。

一般会計分につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 以上の説明につきまして、質疑ありませんでしょうか。

古川委員 施策調書の 67 ページの、高額療養費貸付事業なんですけど、例えばこれ 28 年度の実績を見ますと 5 人が 15 件とあります。単純計算ですけれども、1 人が 3 件申請しているという、単純計算になりますけれども、これは何件まで申請できるとかというのはあるんですか。

保険課長 件数の縛りはございません。ですが、どうしても高額療養費、この制度につきましては、限度額認定証がもらえない、納付状況が良好でない方に対してこの貸し付け制度をやっていますので、どうしてもやっぱり病院の入院が何か月にもなると、病院の請求は当然月単位で来ますので、何か月、例えば 3 カ月間入院した場合は、3 カ月分の、1 月分ごとの申請が上がってくる、計算が月単位で行われますので、限度は設けておりません。

古川委員 ということは、今のご説明ですと、1 回の入院で、例えば 3 カ月入院すれば 3 回請求が来るから 3 件ということになっているということですか。

保険課長 請求の単位としては月単位でございますので、委員おっしゃるとおりです。3 カ月入院すれば、病院からの請求というのは月単位で上がってきますので。そのたびごとに手続をとる、1 人で 3 件というカウントになります。

古川委員 じゃ、今の話は、1 回で 3 カ月の入院は 3 回請求が来るから、それが 3 件になるよということですね。1 回退院して、また再発して入院して、また 3 カ月入院すれば 3 件、そうすると 1 人で年間 6 件申請するとかということが可能だということなんですか。

保険課長 お見込みのとおりです。

委員長 そのほか、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の 270 ページをお開きください。主要施策調書につきましては、134 ページから 138 ページに、事業の記載がございますので、ご確認のほどお願いしたいと思います。

それでは、ご説明いたします。

歳入になります。款項、収入済額の順でご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、収入済額 12 億 3,133 万 9,976 円。

次のページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 92 万 9,300 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 9 億 9,775 万 6,622 円。

2 項国庫補助金 3 億 935 万 6,000 円。

次のページをお開きください。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金 1 億 4,680 万 1,949 円。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 17 億 4,757 万 2,049 円。

6 款県支出金、1 項県負担金 3,364 万 9,137 円。

次のページをお開きください。

同じく 2 項県補助金 2 億 9,310 万 2,000 円。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 12 億 7,047 万 5,477 円。

8 款財産収入、1 項財産運用収入 3 万 4,237 円。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 億 5,831 万 3,216 円。

次のページをお開きください。

10 款繰越金、1 項繰越金 2 億 9,791 万 1,606 円。

11 款諸収入、1 項延滞金及び過料 2,818 万 3,375 円。

2 項預金利子 141 円。

3 項雑入 635 万 5,868 円。

以上、歳入合計につきましては 68 億 2,178 万 953 円でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 歳入について一括で説明をいただきました。

質疑ございませんでしょうか。

寺門委員 271 ページです。

不納欠損額と収入未済額ということで、こちらもちよっと額が余りにも多いんで、内訳が書いてあるんですけども、それぞれちよっと詳細について、原因と対応状況を説明をお願いします。

保険課長 それでは、まず不納欠損額のほうからご説明いたします。

4,334 万 1,512 円となっております。件数につきましては 2,378 件となっております。なお、昨年度につきましては、8,500 万円ほどありました。件数で 3,700 件ほどございました。平成 29 年度においては、この額から見ますと約半分の額に落とすことができたのかなというふうに考えております。

収入未済額につきましては、2 億 8,027 万 1,238 円で、件数につきましては 1 万 6,371 件となっております。この件数の内訳でございますが、現年分につきましては、4,514 件、過年度分につきましては 1 万 1,857 件というふうな形となっております。

以上です。

寺門委員 今、平成 28 年度からは半分ぐらいに減りましたよということなんで、大変努力されたんだろうなと思いますけれども、それはどういう方法で減らしたのかということと、いずれにしても過年度分、収入未済額のほうについても、まだ 1 万 1,000 件ですか、あるということなので、その辺をどう対処していくんですかということですが、2 点。

保険課長 実際の収納に関しましては収納課がでございます。私らは保険課でございます。

やはり、滞納者がどういう状況なのか、世帯の状況、収入の状況、果たして本当にお金がなくて滞納しているのか、いや、あるとき、二、三年前に景気がよくていっぱいもうかったんだだけ

ども、その後会社が倒産してしまって、そのときの税金がいっぱい残っていると、いろんな個別の事情がございます。そういうのを収納課等が主に分析をしまして、これはもう取ろうとしても取れないよというもの、経済的に貯金も何もない、どうしようもないという場合に、やむを得ず不納欠損というふうに持っていくような形で処理をしていると、いつまでも負の債権を抱えていたんでは、善良な納税者に対してはまことに申しわけないことではあるんですが、どうしても取れないものをいつまでも調定額として持っている場合は、いつになっても収納額が上がらない、それよりは、過年度でどうしても取れないやつは、もういろいろ調査をして、預金調査なり財産調査をして、どうしようもないものは不納欠損せざるを得ないだろうと、毎年ここに入っていれば、新しい年度で税が賦課されますので、なるべくそういう意味で、現年優先で、新たな滞納額が発生しないようなスタンスでやっているというのが現状です。

なお、国保の手续としまして、通常納付をされている方には1年分の保険証を交付します、原則。例えば滞納がある場合には、短期保険証という制度がございますので、それを有効に活用にして、基本的には3カ月単位で短期保険証を出すんですが、3カ月後に更新するたびに納付相談とか、いくらかお金を入れてもらって、納税者に足を運んでもらって、それによって保険証を出すよと、そういうのも3カ月単位ですから、年三、四回は役所に足を運ぶことになる、そのときにお金を入れてもらったり、もう少しお金を入金できないですかというようなご相談については、収納課で窓口となってやっていますので、その辺で、保険課と収納課が連携しまして、なんとかこの額を少しでも圧縮できるように、これ以上ふえないようにということで努力はしている状況でございます。

以上です。

寺門委員 過年度滞納者に対する督促というのは、例えば直接徴収に伺うといったことはやっていますか。

保険課長 直接の徴収等々につきましては、収納課の業務になってしまいますので、保険課としては直接伺うことはございません。あとは収納課のほうで督促とか呼び出しとか、そういう形での対応をお願いしている、それによって納付相談をして、この人の短期の保険証をどうするかと、約束ばかりで1回も納めないから、極端な話、1カ月、少し制裁を加えざるを得ないんじゃないかとか、そういうペナルティーもうまく使いながらやっております。

以上です。

寺門委員 国保の場合ですと、保険税を払わないと医療機関はかかれませんかよという、ストップという措置がありますよね。通常その文面はうたわれていますけれども、それは最後の最後といえますか、非常に難しい判断にはなろうかと思えますけれども、いずれにしても、金額は多いですよ。半分にされたという努力はよくわかりましたけれども。

じゃ、今後、同じ、今言った収納課と連携、タッグを組んで徴収をしていくよということなんでしょうけれども、その辺どうですか、副市長、その辺の徴収の手伝いという点、市として。

副市長 これは保険税ばかりではなくて、一般税についても収納課が中心になって取り組んでいるわ

けですけれども、これは、一般会計のほうの収納状況等を見てもわかるように、年々収納率は向上しているんです。以前は、1件1件徴収に歩いたという状況ですけれども、今はリストアップしながら、その人に納税相談を促したり、それでもできなければ最終的には差し押さえの方向で預金を中心に、そういう方向で今はやっていますので、これがかなり効果が上がっています。

それで、かなりの高額になりますと、それは債権機構に送って処理をしているということで、かなり効果は上がっているところがございます。ですから、保険税、金額がかなり、未済額が多いということで、確かに多いんですけれども、一般税から見ると徴収率も低いんですけれども、これにしても年々、徴収率については上がっているということで、収納課も非常に苦労しながら取り組んでいて、その効果は上がっているということでご理解をいただきたいと思います。

寺門委員 今回のほうは上がっているということで、今ご説明いただきましたけれども、いずれにしても、大口ばかりではなく、国保の場合は小口だと思いますので、件数が、先ほどもありましたようにかなり件数も多いようですから、その辺もぜひ、潰していただきたいなというふうに思います。

古川委員 課長がご説明いただいた、その何件、いくらという、その何件というのは、何人と考えてよろしいんですか。そんなに何千人も滞納している方がいるのかなと思っちゃうんですけれども。

保険課長 納付書が、例えば納期、納期で1枚出ます。国保の今の制度でいきますと年8回、8期に分けて出ます。その1期分、1人で8期あれば、8件分にカウントされちゃいますが、実際の人数ではございません。延べ件数、納付書の件数ということで、調定を1本1本立てますので、そういう意味で、数字が万とか大きく出ちゃう。実際は限られた1,000単位とか2,000単位とか人数ベースではなくて納付書の件数で把握しているということでご理解ください。

委員長 そのほか、質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の282ページをお開きください。

歳出になります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5,016 万 3,630 円。

2 目連合会負担金 188 万 7,192 円

2 項徴税費、1 目賦課費 72 万 6,459 円。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費 22 万 1,456 円。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 44 万 316 円。

次のページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 33 億 2,985 万 2,566 円。

2 目退職被保険者等療養給付費 9,701 万 5,917 円。

- 3目一般被保険者療養費 2,331万715円。
- 4目退職被保険者等療養費 64万1,727円。
- 5目審査支払手数料 1,098万2,270円。
- 2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費 4億1,282万1,580円。
- 2目退職被保険者等高額療養費 1,970万3,158円。
- 3目一般被保険者高額介護合算療養費 14万8,228円。
- 4目退職被保険者等高額介護合算療養費 8,773円。
- 3項移送費、1目一般被保険者移送費ゼロ円。
- 2目退職被保険者移送費ゼロ円でございます。

次のページをお開きください。

- 4項出産育児諸費、1目出産育児一時金 1,289万9,750円。
- 2目支払手数料 6,510円。
- 5項葬祭諸費、1目葬祭費 324万円でございます。

なお、ただいまの2款の保険給付費については、結構な金額の不用額が発生しておりますが、これは支払い確定による予算の残額となっております。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金 7億6,727万9,272円。

- 2目後期高齢者関係事務費拠出金 5万4,831円。
- 4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金 275万3,784円。
- 2目前期高齢者関係事務費拠出金 5万2,920円。
- 5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金 1万4,757円。

次のページをお開きください。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金 3億178万1,083円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金 1億359万2,550円。

- 2目高額医療費共同事業事務費拠出金ゼロ円。
- 3目その他共同事業拠出金 1,148円。
- 4目保険財政共同安定化事業拠出金 12億1,287万2,278円。
- 8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費 574万3,062円。
- 2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費 3,725万6,947円。

次のページをお開きください。

- 9款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金 3,952万7,000円。
- 10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、387万6,848円。
- 2目退職被保険者等保険税還付金ゼロ円。
- 3目償還金 1,999万5,016円。

4 目一般被保険者還付加算金 5 万 4,900 円。

5 目退職被保険者等還付加算金ゼロ円でございます。

11 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。

以上、歳出合計 64 億 5,892 万 6,603 円でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部からの説明が終了しました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 施策調書の 137 ページなんですけれども、出産育児一時金なんですけれども、平成 29 年度が 31 件、出生数が 391 件ということで、これは市全体で生まれた方が 391 人いるけれども、国保加入者で支給したのが 31 件ということでしょう、そういうことですよ。

ただ、過去の実績をずっと見ていると、支給件数は減っていますよね。今回、平成 29 年度は出生数はここ 3 年の中では一番多いですよ。それはどういうふうに読みとればいいんでしょうか。

保険課長 全体的な傾向としましては、国保は減少傾向にある、市のほうは、委員ご指摘のように 391 とか、昨年よりはふえているという状況があると思うんですが、なぜ国保が減っているのかと申しますと、平成 28 年 10 月ですか、被用者保険、社会保険の適用拡大というのがございました。週に 20 時間以上とか、例のあれです。それによりまして、かなりの方が社会保険、パートをやっているも社会保険に拾われるようになった。ですから、そういう若い方が社保のほうに流れている、よって国保に残っていると申したらちょっと語弊があるんですが、国保の加入者、子供を生み育てるような世代の方が、結構社保に行っているよと。その他の部分の方が国保に今までのように残っているので、そういう傾向から見て、国保での出生数が下がっているのかなというふうに感じています。

古川委員 わかりました。ただ、この平成 29 年の 31 件はそう申しますと、国保加入者で出産された方は 31 件なんです。つまり 31 分の 31 なのかな。だから、申請しない人はいないですよ、31 分の 31 なんです。そうですね、わかりました。

それから、先ほど不用額が 390 万ですよ、287 ページ、決算書の。これは予算の残だということでしたよね。そうすると、この 390 万という数字は、人数にしたら、40 万としても約 100 人近くの予算が残っているということになりませんか。あ、10 人ですね。決して多い予算じゃないですね、失礼しました。

委員長 そのほか、質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で、国民健康保険特別会計（事業勘定）の質疑を終結いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

歳入について一括して説明を求めます。



保険課長 決算書の 394 ページをお開きください。なお、主要施策調書につきましては、154 ページに記載がございますのでご確認のほどお願いします。

歳入になります。

款項、収入済額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、収入済額 4 億 5,794 万 6,300 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 6 万 9,100 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 2,194 万 1,948 円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 4 万 300 円。

2 項償還金及び還付加算金 32 万 9,800 円。

次のページをお開きください。

同じく 3 項雑入 13 万 900 円。

5 款繰越金、1 項繰越金 159 万 3,500 円でございます。

収入合計としまして 5 億 8,205 万 1,848 円になります。

歳入については以上でございます。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書 398 ページをお開きください。

歳出になります。

款項目、支出済額の順でご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 5 億 7,988 万 4,848 円。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 32 万 4,500 円。

2 目還付加算金 5,300 円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円でございます。

歳出合計 5 億 8,021 万 4,648 円でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 執行部よりの説明は終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

この歳入歳出とはちょっと違うんですが、後期高齢者医療特別会計の件について質問してよろしいでしょうか。

実は、後期高齢者広域連合の会議に私、出ておまして、その中で人間ドッグ等の市町村別の補助内訳というのをいただいたんです。これについて、全市町村が載っているんですけども、

補助をされているところとされていないところとありまして、金額も出ているんですが、那珂市はすごい少ないんです。これは、人間ドッグの補助というのは、人間ドッグを受ける人が少ないのか、あるいはそれをしていますよというのが皆さんに伝わっていないのか、どういうことかなと思ひまして質問しようと思ひます。

多いところは、本当に結構多いんです、1,000万円近く出ているところもありますし、補助のほう。ただ、那珂市の場合は11万ちょっとなんです。これは、どのようなことでこのような数字になっているのか、ちょっとお伺ひしたいのですが、よろしいでしょうか。

保険課長 ただいまのご質問と申しますか、県の広域連合の会計の件なんです、基本的に那珂市の人間ドッグ、国保のほうでも始まりました。それを受けて、次年度に後期のほうでもやりました。やはり同じ市民に対して同じようなサービスをしていこうということ。

これは、話がちょっと戻るんですが、最初の1人当たりいくら補助するのかというところいろいろ議論がありまして、なぜ人間ドッグをやるのか、人間ドッグの費用はご承知のように1人4万円ぐらいかかります、まともに行くと、保険適用ないです。裕福な自治体ではたしか、県内でも3万円ぐらい出している市町村あります。そういう中で那珂市は5,000円です。

その5,000円、いくら補助するかを決めるときにいろいろ議論がありまして、基本的に、お金のない方は人間ドッグ、はっきり言って、受けるのは非常に厳しいと思ひます。ある程度、健康に意識があつて経済的にお金が出せる人が人間ドッグを受けている傾向はあると思ひます。そういう中で、やはり我々は、人間ドッグよりも特定健診を推し進めなきゃならないと、我々の制度として。その場合に、特定健診の費用額が大体、1人七、八千円かかるんです。1,300円自己負担でやっていますので、市民に対して、国保加入者に対して、大体五、六千円行政のほうで負担している裏負担があるわけです。人間ドッグを受ける人は当然特定健診を受けませんから、同じ国保の加入者でも。その方に対してもやはりそこまでは還元する必要があるんじゃないかということで、額は少ないんですが、5,000円の還元をすることにしたんです。

ですから、自治体間によって、多分那珂市が県内で最低です。やっていないところもありますけれども、30、8割方の市町村、多分人間ドッグをやっていると思ひます。高いところは3万円ぐらいですか、その流れを酌みまして、やっぱり後期高齢に入りましても、やはり那珂市の市民であると、自分で健康に留意をされていると、当然、国保の74歳まで人間ドッグをやっている方は、やっぱり80歳近くになるまでやっても、人間ドッグをやっている方もおります。70代で国保の助成をもらって、75歳になって後期の助成で、那珂市の場合は金額5,000円で予算がないもんですから抑えていますけれども、そういうことでやっています。

要するになぜ金額の違いがあるかといひますと、自治体の考え方と、財源です。財源がやはりあれば出せますし、やっぱり限られた皆さんの国保税で結局は出している話ですので、そこで、本当は5割負担で2万ぐらい還元してあげればいいんですが、やっぱり、特定の人に還元することになるので、その部分はいろいろ配慮しまして、国保も5,000円、後期も5,000円という形で対応させていただいています。

委員長 なるほど。そうすると、この後期高齢者に対して、人間ドッグ助成をしていますよということとは皆さんに、それは周知されているんですね。

保険課長 おしらせ版とかホームページですか、こちらを利用して年に数回、こういう制度がありますから、受けた場合は領収書なり受診結果を持ってきて申請すれば5,000円お戻ししますよということで対応はしています。

委員長 やっぱり、財源の問題で、ほかの市町村と少しずつ変わってくるということですね。わかりました。ありがとうございます。

では、そのほか質問ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計の質疑を終結いたします。

以上で、議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩（午後3時09分）

再開（午後3時10分）

委員長 再開いたします。

執行部関係者が出席いたしました。

これより議案第61号 平成29年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

では、議案第61号を採決いたします。

議案第61号は原案のとおり認定すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり認定すべきものとするに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

休憩（午後3時11分）

再開（午後3時12分）

委員長 再開いたします。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

では、最初に事務局に請願書を朗読させます。

次長補佐 それでは、請願書を朗読いたします。

請願第2号。

紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

請願主旨。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。

特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働は正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項。

- 1、計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

平成30年8月7日。

請願者、茨城県水戸市笠原町978-46、茨城教育会館2F、茨城県教職員組合、杉山繁外193名。

続いて、2枚目が意見書（案）となっております。

こちらの1段落目と2段落目は、ただいま読み上げました請願と同じ内容となっております。

3段落目、よってのところから読み上げます。

国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

- 1、計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は以下のとおりです。

以上です。

委員長 ただいま、請願内容を読み上げていただきました。

この請願についてご意見ございませんか。

遠藤委員 この内容は例年のとおりだと思います。当然、この教育予算においては、当然我々地方自治体、現場の行政を預かる立場でありますけれども、そもそも国策として、教育予算の充実をさらに求めることは当然必要だと。先般の新聞報道でも、やはり例年どおりOECD、先進諸国の中での教育予算、やっぱり相変わらず日本は最下位と、本当に下位に低迷しておりまして、とにかく、国家的に教育予算をしっかりととっていただくことは当然でございますし、また、この義務教育国庫負担制度におきましては、我々地元の偉大な政治家、根本正先生の提唱しているところでもございますから、当然ながら採択をし、国へ意見書を提出するということは必要かと思えます。

以上でございます。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ終結いたします。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。討論はないですか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成と認め、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議で採択された場合は、意見書を提出いたします。

続きまして、その他といたしまして2点ほど協議したい事項がございます。

初めに、茨城県市議会議長会議員研修会の出席者について協議したいと思います。

内容は、配付されている資料のとおりですが、前に全協で説明がありましたように、今回は12月定例会の日程の都合により、11月19日月曜日のみの参加となります。

教育厚生常任委員会からの出席者は、どなたにいたしましょうか、ということなのですが、1人ということなのですが。

(発言する者あり)

委員長 じゃ、出席者は寺門厚委員といたします。よろしくお願ひいたします。

次に、「議員と語ろう会」について協議いたします。

先日、議会運営委員会で10月の「議員と語ろう会」について進め方などを検討いたしました。今回は、常任委員会ごとのテーブルで意見交換を行いますので、以前のような委員会からの報告という形ではなく、テーマである子育て支援について、来場者の方と語り合うことになっております。

出席者は、10月20日土曜日と21日日曜日で、3人ずつ分けることになりましたので、出席者の振り分けをまず決めさせていただき、その中で受付、司会進行、記録の役割を決めさせていただきます。

まず、出席者の振り分けについていたしたいのですが、古川委員は、もう一つ別な委員会で20日土曜日に出られるということで、じゃ、21日でいいですか。21日は古川委員は1人だけは先に。

寺門委員 私は総合司会を仰せつかりましたので、申し訳ないのですが。

委員長 はい。そうすると、ここには入らないということでもいいですね。わかりました。

じゃ、私、一応委員長ですので、両方に出ます。

そうしますと、20日のほうが、私が出てあと2人、どなたか。

中崎委員 私出ます。

議長 今までの報告会のときも、なるべく地元を避けようということでしたので、20日は中央公民館ですから、自動的に富山委員で。

委員長 そうすると、20日、中央公民館のほうは筒井、中崎委員、富山委員。それから21日のほうは古川委員と遠藤委員と私と、私両方に出ます。

あと、役割分担ですね。受付と記録と司会。

(協議)

委員長 改めて発表します。20日、中央公民館のほうは筒井、中崎委員、富山委員。司会が富山委員で、受付が中崎委員で、記録を私がします。21日のほうが古川委員と筒井、遠藤委員で、受付が古川委員、司会を私がしまして、遠藤委員が記録ということによろしいでしょうか。

じゃ、「議員と語ろう会」はそのような形でよろしくお願ひいたします。

最後に、10月の特別支援学校の視察について連絡いたします。

以前お知らせしましたとおり、10月2日火曜日と5日金曜日に、茨城大学附属特別支援学校と常陸太田特別支援学校を視察いたします。視察先には、学校の概要や特色、職員体制、特別支援教育の課題などについて説明をお願いしてあります。また、前回の委員会で市内の特別支援学級についても視察を行いたいという意見がありましたので、日程を調整しまして、10月5日午前中は常陸太田特別支援学校に行きまして、午後、菅谷東小学校の特別支援学級を見学し、特別支援教育についてお話を伺う機会を設けましたので、あわせてお知らせいたします。当日質問したいことがありましたらまとめておいていただきますようお願いいたします。有意義な研修が

できますよう、ご協力をお願いいたします。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

大変、長時間にわたりご苦労さまでございました。

以上で、教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会（午後3時30分）

平成30年11月20日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 筒井 かよ子